

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますので、よろしくようお願いをいたします。

順番に発言を許可いたします。

3番、藤田力君の一般質問を許可いたします。

3番、藤田力君。

〔3番 藤田 力君 登壇〕

○3番（藤田 力君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

質問項目は、小規模集落への支援強化。そして林業の振興ということで、CLTのことを質問したいと思います。

CLTのことで、最近出ました新聞の資料を、資料として配付したいのですが、議長の了解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○3番（藤田 力君） はい、ありがとうございます。

新聞の切り抜きというか、を配付させていただきました。今年の5月21日の福島民報でございます。表と裏に関連記事がございますので、後でゆっくりご覧いただきたいと思っております。

一つ目は、小規模集落への支援強化です。年々高齢化が進み、住民生活も一段と厳しさを増しております。特に小規模な集落は日々の暮らしに不安さえも感じておられます。今、町は住民に寄り添った町政の先取り実行が求められています。具体的に私は、大切な飲料水、そうしたものの事例を通して伺いたいと思います。まず、なによりも大事な飲料水。町営水道以外の水を飲料水として生活されている集落。そしてその人口はどのくらいあるのか伺いたいと思います。町で策定しました第7次の振興計画にも、豊かな水と緑ときれいな水を守る美しいまちづくりというふうに表現されております。そうした飲料水のことを集落自給水施設というふうに、今回の振興計画から表現されております。大変、私は、良い表現だなと。今までの認定外といったような表現よりも大変良い表現だなというふうに思っております。そして、昨年、集落から要望がありまして、議会の経済委員会でも現地調査をした布沢太田集落の水道整備の件ですが、議会では3月16日、採択となりました。町としてこの太田集落の水道、まだ方針は決まっておらないのですが、どう対応されるのか伺いたいと思います。そして、今般、太田に続き、黒谷の白沢集落からも施設の町移管陳情が出されました。議会でも私達の経済文教委員会で付託されましたので、近く、現地調査を予定しております。こうした飲料水の要望が2件続けて出されるというのは、やはり私は小規模な集落で高齢化が一段と厳しくなっている。そして住民生活が、この飲料水が止まればどうしようといったような大変厳しい状態になっていることの証というふうに考えております。住民に寄り添う町政を実現するには、私は以前提案いたしました神奈川県開成町の集落の職員担当制、これを導入して集落支援強化を図る必要があるというふうに考えております。町長の考えを伺います。

二つ目は、今、新聞を配付いただきました林業の振興方策、CLT。これは日本語に直訳しますと、直交集成板と言われるそうです。を是非、林業の振興方策に検討していただきたいという提案でございます。町内に植栽された杉の木が、伐採期を過ぎても利用されない。買う人もなければ、使う人もない。放置されております。よって、資産価値も低く、いわば山は見放された状況になっております。最近、この木の板といいますか、ラミナー。これが

ラミナーというものです。なんてことない普通の、我々、住宅建てる時の抜きというか、その大きさです。これを横に貼ったのが要は集成材。これを縦横に貼ったのが今話題になっているラミナーということでもあります。ラミナーとはこうした部材なんで、別に取り立てて難しい部材ではありません。このCLTの工法には只見産の大径木も原料としては十分に使えるということでもあります。配付された新聞報道によれば、ラミナー製造は会津の13市町村で計画すると。それには、報道には残念ながら只見町は入っておりません。隣の金山町まではその構成町村として新聞は報道しております。CLT本体は、やはり大規模な工場、10町歩くらい必要な工場なんだそうですが、いわき市に造ると。これはやはり、復興の起爆剤としてやるんだということで、国県を挙げて、この建設には、もう取り組んでいくということでもあります。CLTは、今そうした取り組みで、目指しているのは東京五輪の選手宿舎などの活用を目指しております。一番、只見町で、近くにCLTの実際の構造物があるのは湯川村です。湯川村の役場、じゃなくて町営住宅。これがCLTで建設されたということを知っております。今年のうちには、おそらく国交省が、まだこの認可されてないんですが、認可するというのをマスコミは報道しております。只見町でも、私は今からでも遅くないと思います。会津の組織13市町村のラミナー製造グループ。これに参画して、杉林の有効活用には私は取り組むべきだというふうに考えております。町長の考えを伺います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、お答えしてまいります。

小規模集落への支援強化ということですが、まずはじめに、町の簡易水道以外の利用状況について。ご質問の簡易水道区域に含まれていない地域は塩ノ岐、布沢。そして坂田、長浜、黒谷入の一部で、人口としては349名となっております。飲料水は日常生活に欠くことのできない社会基盤であり、必要な水量を安定的に安全に供給される事が大切だと考えております。町では昭和30年より簡易水道の整備に取り組み、現在9施設を運営しております。未整備地域につきましては、各地域とも湧水等に恵まれているため、それらを利用した施設を公共事業補助金制度を活用し、地域の実情をふまえた施設整備を随時実施しており、施設整備の折は必要に応じて共同施設への加入を呼び掛けてまいりました。簡易水道や給水施設の整備につきましては、地域の皆さんの合意形成も重要でありますので、共通の課題として考えていただけるよう取り組んでまいります。布沢太田集落の水道の整備について。黒谷白

沢集落の水道施設の陳情について。要望を頂いているこの2集落の件につきましては、整備方法を含めた協議や現況施設の調査等を進めており、安定的な供給が保てますよう地域の方々と一緒に取り組んでまいる考えであります。次に、まちづくり推進課、集落の職員担当制についてであります。貴重なご提言を賜りありがとうございます。今回の提言の他、保育所の幼少期から小学校・中学校の学童期まで、一貫して施策を展開する子育て支援課の創設の必要性も感じているところであります。人口減少が問題となっている当町において、多くの課題に幅広く対応できるまちづくり推進課や子育て支援課の創設、集落の職員担当制の設置については検討する必要があると認識しておりますので、今後の行政組織機構改革を進めるにあたっては、今回のご提言をしっかりと受け止めていきたいと考えております。

次に、林業の振興方策にCLTを検討すべきということであります。町内の人工林については、林業の採算性を高めながら適切な森林整備を進めるため、施業の集約化や計画的な路網整備等により、効率的な施業を図っていく必要があります。現在は森林経営計画制度を活用し、森林所有者が森林組合等林業事業者の呼びかけに応じて、除伐・間伐等森林施業を委託することで順次、森林整備が図られております。議員がお話しされたCLT、直交集成板などの新工法は新たな木材需要の創出や国産材利用増に大きな期待が寄せられております。県内のCLT関連の整備計画について先日新聞報道がされましたが、CLTの製造・開発拠点及びラミナー生産施設については、県を含めた関係者で検討されており、現段階で正式決定はしていないと聞いております。CLT製造施設はかなり大規模な設備投資が必要であることや、需要先が大型公共建築物主体となり、東京オリンピック開催後の継続的な需要に不安が残ることが、事業計画として決まらない要因と思われます。また、CLT製造に必要なラミナー生産については、通常の製材工場であれば生産は可能で、供給意志のある製材工場は多くある状況と聞いておりますが、相当の需要がない限り新たな施設整備を行い健全運営をしていくことは、現段階で相当困難と予想されています。よって、本町としては、ラミナー生産施設が会津地域に整備されたとしても、原木供給が遠方となり、輸送費の関係から採算が合わない状況は変わりませんので、現段階では動向について情報収集のうえ、注視してまいりたいと考えております。なお、集成材用ラミナー又はCLT用ラミナーについては、町内の製材工場でも生産可能ではありますが、製材機械能力の関係上、製材コストが高上がりになる状況がありますので、製材業者の意向も踏まえ、町内林業振興のため、製材機械近代化のための支援等を検討してまいりたいと考えております。また、新たな工法が開発され

ておりますので、その動き等も注視し、本町林業振興にとって最も良いものを選択して連携や導入支援を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 小規模集落への支援について再質問をさせていただきます。

この布沢・坂田・塩ノ岐の3地区から出されました陳情には、やはりあの、その陳情の中身にですね、集落の負担が大変だと、今、町長の答弁にもありました。私もこの町長答弁に、まったくそのとおりだなと。やはりこうしたことには地元の合意形成。これが大事だと。これは本当に基本的にみんなで混ざってやらなければならないといったようなことなんです、この合意形成を得るのに、なかなか大変だと。集落へ行ってもそのようにお話されております。高齢者の一人暮らしとか、そうした中で、地域のリーダー的な人はまとめるのが実際問題、大変だと。担当課でも今までずっと、3万円から5万円、10万円、15万円と。要は集落負担の検討もされているところであります。この陳情書の中で、町の現在行っている除雪支援保険制度の助成措置が大変こう、高く評価された陳情案件になっております。こうしたことを、是非、これに倣ってといいますか、要は、収入がある人、そして年金だけの人とか、いろいろその対応が、この除雪支援保険の対応が大変良いというふうに評価しております。その点について、それと同じような検討をしていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今、除雪支援事業の例を挙げられましてお聞きしましたが、それについては、そういうご希望の方々全てに対して、そういう支援ということなのかなというふうに捉えておりましたが、そのような感じでよろしいですかね。それにつきましては、今初めて聞いたもので、例を挙げられて聞いたものですから、今後、検討には値するなとは思ってはおりますけども、水道に関しては、今、町長答弁されましたとおりであります、まずは、その共同でやっておられる方については、水量的にも、5件、10件とか、そういう水量があるところであればいいんですけども、やはりその、そこにもう5件が入るということになる、やはり水量の問題もありますので、なかなか、今、議員おっしゃる合意形成というのか、一緒にやろうじゃないのかというのが、水量の問題もありまして、なかなか、合同でできないというような例も多々ございました。そして、あと一人暮らしで、というこ

とで個人でもまだ大丈夫だよと、井戸を使っておられる方がありましたが、そういう方々についての共同ということについては、今後、考えていかなければならないというふうには思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） その陳情の中に、その除雪支援制度の助成と同じ負担に、現在、15万円の負担というふうになってるんですが、そのような記載もございますので、是非検討いただきたいと思います。私が知る限りでは、只見町の坂田地区なんですけど、1件の家でおじいちゃんとおばあちゃんが二人で暮らしておられまして、自分の水源をもっておられて、そこから給水していると。ほかの人は一切関係ない。ただ、その家も高齢になりまして、水源がわずか10メートルくらい、道路挟んだ向かい側なんですけど、やはりそこに行って、ゴミを、1週間か10日くらいのうちに掃わなきゃならないと。それで、そこまで雪の中行くのが、とってもきつくなるといったような方を存じ上げております。是非あの、そうした方々にも今、課長は一人の暮らし云々というお話もされましたが、そうした方々もやはり私は、飲料水の重要さは我々となんら変わりなく重要だと思います。是非そうしたことにも配慮していただきたいなというふうに思います。それで、特にあの、太田集落の例を挙げて申し上げますが、太田集落、別の形で、集落の対岸から、対岸の山から雪崩が落ちて、飲料水の水源施設がわずかのところまで雪崩がきまして、大変あの、そのパイプが切断されれば、今飲んでる水は飲まれなくなるといったような、本当に切実なことで話を伺っております。住民は雪崩で給水施設が破損し、飲料水がなくなるんでねえがということで心配な毎日を送っておられます。私はこうした人達に対して、早期に支援策を決め、できれば年内に、こうした住民不安を取り除くということが私は今、重要なことだなというふうに思っております。是非あの、そんな検討をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今あの、議員おっしゃっていただいた、それぞれ地域につきましては、担当課長はじめ担当課がですね、地元の方々と現状をよく精査し、そしてまた状況を把握したうえで、その地域内の人達の現状、そしてその意向。そういったものを踏まえながら、当然あとはいろんな形の合意形成の話もありますが、それはいろんなあの、意味合いの角度があるかと思っております。それぞれ、一緒になって、我々も、それをなんとかしないといけないと思う時には、やっぱり一体化した地域の、まとめて今後も維持管理も含めれば、やはりせ

っかくやるチャンスであれば、統合したいわけですから、そのエリア内ぐらいは。そういった時の条件の話や、いろいろ負担であったり、それからまた個人個人の生活の中での水の対策も、年齢や、その時の流れの中で、要望や考え方も違うものがありますけれども、今、大体、この状況の中では本当に将来、今の現状と将来考えれば、その地元の方々も、どういふふうにまたとりまとめ、考えていかなきゃいけないかということと、それに対して我々が、どのように受け止め、どのように対処していかなきゃいけないかというのが、概ね、あの、十分、見定めることができる状況だろうかというふうに思います。十分そういったことを踏まえてですね、きちんとあの、地元の方々が安心して、一番大事な水ですから、どうしていくかということは解決策に向かって十分、話し合いしながら、議員おっしゃるような形の流れの中で、地元の方の不安を払しょくする形での対策をきちんととってまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） 是非あの、早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、あとあの、職員の集落担当制。これ、まちづくり推進課や子育て支援課の創設。そして、集落の職員担当制を検討するという答弁をいただきました。是非、私はそうした検討をしていただきたいなというふうに思います。そして、私達を含めた議会の委員会で神奈川県開成町に伺った際に、私はあの、感動したんですが、その町は、もうほとんど陳情書っていうのはなくなったと。ですから、職員が集落を担当して、月1回、その義務免というか、そんな形で集落に行けるような制度。あるいはまちづくり推進課ってたしか呼んでいたんですが、その課長は、総務課長OBが、OBというか、失礼ですが、総務課長を経験した人になる。だから、集落からそういう要望が、担当の人が行って帰ってくれば、それは、あそこの課に予算があるはずだから、あそこの課長と相談しろといったような、そんな指示がスピーディーに出せると。なによりも、運動会とか、そうした時は集落に行って、チラシ作ってけだり、あるいはとりまとめのアドバイスをしてけだり、してやるということで、陳情書というのがその開成町にはもうなくなったということが私は感動して、何回もこうした質問をしてきました。是非あの、そうした前向きな検討をしていただきたいと思います。

二つ目の、林業の振興方策、CLT、直交集成板の質問に移らせていただきます。この日本CLT協会というのが岡山県に本部がございます。その日本CLT協会の構成員で、会津で一番大きいのは会津土建がCLTの幹部構成員になっております。出資した金額はいくら

なのか、会費はいくらなのか、ちょっとわかりませんが、周辺の話を書き聞きますと、おそらく100万くらいは会費として出していると。只見町でもこのCLT協会の会員になっていただきたい。得点は、年会費、地方公共団体は無料なんです。是非そうしたCLTについて、町長からも、なかなか容易ではないけど、関心を持っているといったような答弁がございました。私はやはり、先ほど申し上げましたように、只見の杉が何らかの形で使えるということ、私はやはり、その、材料の供給とか、そうしただけでもいいから、そういうその、ことに、只見町も参画していただきたいと。参画するには、やはりそれなりのCLTの情報を得ることが私は大事だというふうに考えております。前の課長に、私、直接伺ったんですが、その時点で、国土交通省の建築の認可が得られないから、今の段階では得られていないからだめだといったような形で断られました。関係筋の話ですと、年内には国交省の認可も得られると。そして、やはり、膨大な材料が必要になるといったようなことなんで、是非あの、担当課長あの、そうした、無料で会員になれるということなんで、是非、まずその会員になっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） たぶんあの、CLTの普及については、私も期待はしております。おそらくあの、森林資源、これだけの山の森林資源の持った日本が、森林資源を活用していくというのは、そういった意味からもこのCLTに今注目を浴びているということはわかっておりますし、今の段階ではこういったCLTの日本協会であったり、また先ほどの会津地方における各町村が参加した、そういった団体ができつつあるというのは、今の段階ではこれをひとつの国の力によって、そういった制度といいますか、普及の拠点となる、拠点整備の誘致というところがまずもって大きな課題になっているんだろうなと思います。岡山県にはすでに民間の企業が立ち上げてCLTの生産をしているということも、私もわかっておりますし、そういった流れの中で特に福島県の場合はまた震災以降の復興を絡めての、いろんな意味合いがあって、今、CLTに注目度が高まっているというふうに認識しております。そういう意味で、いろんなあの、取り組みに対してですね、促進を期待すべきものであるとするならば、そしてまたそういったことが多くの地方自治体、いろんな会員というものが大きく協働して、その価値を認め、推進していくということに寄与するということの働きかけの一助になるのであれば、会員になる・ならないの、ひとつのことにやぶさかでないわけがありますし、そういったところをもう少しですね、きちんとあの、情報を得ながら、この方

向性には、やはり、当然、後押しする役割としても考えていかなきゃいけないことだろうなというふうに思っております。今、福島県では森林環境税もありますけれども、今、全国で、全国版においても森林環境税の創設。これは我々も、私もその役員になっておりますから、往路あれば国のほうにも環境税の創設を全国の自治体の方々とですね、陳情もやるといったような行動もしておりますし、今般、前回も、総合政策課長とそれぞれ地元の選出の国会議員には、この環境税創設の要望をしてまいったところでありまして。こういった動きがですね、将来のこのCLTの推進に繋がっていくものというふうに理解しておりますので、それとあの、議員おっしゃるような趣旨を十分理解しながら、研究してそういった必要性を踏まえてですね、今おっしゃっていただいたことは考えていきたいというふうに思います。

それから、もう1点ですが、私は私なりの、解釈の中で間違っているところがあるかもしれませんが、ラミナー、今、段階、県ではいわき市にそのCLTの工場を造っていくんだということ。その工場に供給するラミナーの工場を会津のどこか1カ所に造っていくと。それに対して13町村が参加しているということだろうと思いますし、たぶんこの13町村の会津地方にラミナー製造の、CLTに供給するラミナー製造の拠点づくりにおそらく、これも国や県に対するいろいろな陳情と要望合戦に参加していくべき母体となる組織になっていくんじゃないのかなというふうに、私はそういう理解しているんですが、そういったことの動きも見ながら、当然、そういう誘致や将来のCLTに対する可能性と希望に応じていく、推進するという立場で、そういった中に参加するか・しないか。これも併せて考えて、もう少し勉強させていただいて、考えさせていただくと。十分この件につきましては議員のおっしゃること、よくわかりました。

それから、もう1点、大事なものは、先ほど課長が、課長がというか、私の最初の答弁で申し上げたように、今あの、只見町にとっての、材をどうやって動かすか、活用するかは、この1点は、例えば、会津のある拠点に、例えばラミナー工場ができた場合、その拠点をいかに只見町、この地域の林業関係、業界の方々が、その流れを受け止め、且つ、それを利用して、地域の材を動かして、業界としての事業としての、成り立たせることができるか・できないかが、これがやっぱり、将来、一番大きな観点かなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げたのは、そういう意味合いにおいて、只見における、製材業者はじめ、林業関係の共同の中での林業の事業を展開していく、施業をするためのさらなる効率的な機械化の必要性があるのか、また導入できるのか。またそういったことが可能なのか。それだけの

意思と思いがあのかどうかも含めてですね、これは地元の関係者と我々町が、その実態を、情報を把握しながら、そういった方向性に、可能であるとするならば、踏まえながら推進していけたらばというふうに今は思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） いろいろ、町長として、やはりあの、重要なポイントを説明していただきました。私はあの、町長のその検討に期待しますが、私はあの、そのラミナーを製材するという事は、回答にもありますが、こうした材を造るのは、今の町内2箇所の製材所でも十分なんです。ただ、答弁にもありますが、やはり安くやらないきゃならないことは当然なのかなというふうに思います。私はあの、こういうことを町が、要は相当バックアップしていくということは、私はやはりあの、山が動くということ。そして、大切な働き場がこれによってできるということ。そしてまた、もう1点、端材が、当然、チップの材料になる。私はね、今、町で進めておられる、湯ら里のチップボイラー。これの材料はやはり間伐材とか、そうしたものでは、私は間に合わない、不足するというふうに私自身は思っております。是非そうしたことも検討をしていただきたいなというふうに考えております。

そして、次の質問に移りますが、会津の13町村で、そうしたラミナー製造に一致団結して取り組むということが入っております。それとですね、隣の南会津町では、町内の10の木材業者が団結して森林認証の認証を目指しております。私はあの、なんていうか、そうした動きの中で、ラミナー製造については、金山町までは入っている。昭和村も入っている。若松が起点だと。湯川が中心だと。こちらについては、森林認証で、とにかく将来的に、山を活かそうというふうに取り組んでいると。何故その、只見は、林業の振興、山を活かすということに、どうしても消極的な取り組みというふうに思っておるんですが、その辺り、町長、もう一回、答弁してください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 森林認証制度につきましては、検討した経過ございます。そして、そういったことについての、森林組合及び地元牧野組合等々との話し合いも、若干、情報交換といったような意味合いでのことはさせていただきました。なかなかその辺も、お金がかかるということで、実態的にはそういった現実的な形になりませんでした。一方ですね、やはりそういった取り組みしていくには、我々もそうですし、地元の方々、勿論あの、森林所有者も含め、勿論、町の町有林もありますけれども、森林整備するという事の、やはり意

義や価値、将来性も含めて、もう少し我々は勉強して、関心を持って認識していかなくやいけないのかなというふうに思います。そこで、今年度、取り組みを始めたのが、エコパーク関連の事業ではありますけれども、ブナセンターと言いますか、黒谷地区において、豪雪林業体験モデル事業というのを始めました。これにつきましては、ふるさと納税の話もありましたけれども、野村総研という大きなところから、大きな、多額な寄附金をいただきましてスタートしているわけですが、そういった森林整備をまずもって、私達もですね、目の当たりに、整備をするということがどういうことなのか。どういうふうに資源が変わり、価値的な、価値を含んだ森林に変わっていくのかといったようなことの実体験といったようなものですね、やはり併せていくことが大事なのかなというふうに思い、一つはそういった事業が今スタートしたということ。そういったことを含めながら、また改めて、この森林認証制度までこぎつけるか・できないかも、こういった一つ一つの積み重ねの中で辿りつけたならばいいなというふうに今思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 林業振興の関係で、積極的でないというお話ございましたが、お話にあったとおりですね、現在、木質バイオマス事業について調査、設計等を行っております。またあの、もう1点、そのCLTの生産施設の関係のお話、会津地区にできるという、できるといいますか、今検討されているという関係で、13市町村だけでやるような形である、新聞報道ありますけれども、こちらですね、ラミナー生産施設を建設していくうえで、その前段の森林資源であったり、ラミナーの供給可能性の可能量の調査をしているということですので、もしもですね、それが具体性が帯びてくるという形になれば、当然あの、ラミナー生産施設でありますので、南会津郡の木材も当然、視野に入ってきますし、県内全域という形になろうかと思えます。今の段階は、そういうような可能性調査をしている、するというような新聞報道でありますので、その点をご理解をいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、藤田力君。

○3番（藤田 力君） そうした、今、課長が答弁いただいた中身につきましても、是非そうした13市町村の中に、只見町も入っていただいて、最新の情報を得ていただきたいというふうに思うんですが、課長、もう一回答弁してください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 現在あの、その、入らないといいますか、今回の新聞報道につ

きましては、喜多方市とCLTを積極的に推進されている民間企業が中心で今回実施をされて、13市町村がそこに足並みを揃えるといいますか、今回、乗っていくということなんだろうと思いますが、加わる・加わらないというよりもですね、情報収集をしっかりと、そういう林業振興に関わる情報を常に最新の情報を入手をしていくと。必要であれば、そういうような検討もしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番。

○3番（藤田 力君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、3番、藤田力君の一般質問は終了いたしました。

続いて、6番、佐藤孝義君の一般質問を許可します。

6番、佐藤孝義君。

[6番 佐藤孝義君 登壇]

○6番（佐藤孝義君） 私からは、町民の一日も早い安全安心という意味から、二つの質問をしたいと思います。

一つ目、只見川圏域河川整備計画についてでございます。まずその中で一つとしては、只見町分の概要は、計画工期・金額など、はっきりと示されたのかどうかお聞きしたい。それから二つ目として、その支流にあります、伊南川等の各支流の県の今後の計画をわかる範囲で説明願いたいと思います。3番目として、5月26日に行われたそうですが、一級河川只見川河川整備促進期成同盟会。これ金山町で行われたと思うんですけども、この要望事項等についてお伺いしたいと思います。

二つ目は、ちょっと先の話になると思うんですけども、八十里越開通を見据えた国道289の改良計画について。現在までの実施区間と今後の計画期間についてお伺いしたいと思います。開通までの10年目途の危険箇所等の拡幅計画についての情報をわかる範囲内で示していただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

[町長 目黒吉久君 登壇]

○町長（目黒吉久君） それでは、只見川圏域河川整備計画についてであります。只見町分の概要については、只見川河川整備計画で、平成23年の災害を受け、只見・金山・三島・柳津・会津坂下の流域5町の治水対策として、主に河川断面の拡幅や築堤を行い浸水被害の防止を図るものであります。5町全体の整備計画は14.3キロメートル、総事業費は約4

40億円と多額になっております。その内、只見町の整備区間は5.3キロメートルであります。5町それぞれの工期、事業費はまだ示されておられません。現在、全地区で地形測量を実施しておりますので、それをもって詳細設計が出来上がり、金額が示されるものと理解しております。なお、平成24年から八木沢地区で整備計画に添った工事が行われており、今年度は河川拡幅に伴う五礼橋の延長工事が着手される予定であります。伊南川等各支流の今後の計画については、只見川河川整備計画の中には伊南川流域は含まれてはおりませんが、現在、小林地区の狭く区間の工事を実施中であり、その他の伊南川等の大きな改良計画は現段階では予定されていない状況にあります。次に、5月26日に行われた只見川河川整備促進期成同盟会の要望事項について。只見川河川整備促進期成同盟会は、毎年、各地で災害が発生しているため、過去の災害を忘れることのないよう関係自治体で組織し、河川整備の促進を図るための活動を実施しております。去る5月26日に開催した総会では、28年度の事業計画として、国・県に対して只見川の河川整備予算の確保及び事業の促進を要望していくことを決定したところであります。

次に、八十里越開通を見据えた国道289号改良計画についてであります。国道289号の八十里越区間20.8キロメートルは、昭和48年より只見側から改良工事が着工され、その後、昭和61年から県境部を含めた11.8キロメートルを国の直轄区間とし改良工事が進められております。最大の難所の直轄区間が工期、事業費とも大きくなっており、全体として現在約7割の進捗となっておりますが、完了年度はまだ明らかにはされておられません。開通までの10年目途の拡幅計画についてであります。国道289号の改良工事は現在、田中地区の拡幅工事に向けた用地取得等が進められており、黒谷・小林・大倉地区では歩道の整備が進められております。開通後は人的・経済的交流が2市町にとどまらず広域的な広がりをもつものと期待しております。今後は交通量の増加に対応した安全な道路交通の確保が重要課題と認識しておりますので関係機関と協議をしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） 現在までの状況わかりました。ありがとうございます。

それで、一つごと、ちょっと、再質問したいと思います。1番のですね、只見町分の河川改良でございますが、これは国直轄ではなくて県が代行するということですね。その辺だけ。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 只見町分も含めまして、今のところ14.3キロ全て、福島県、いわゆる南会津建設事務所、会津若松建設事務所管内ですので、そこで実施をする予定となっております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） これ、聞くところによると30年を目途というんで、440億円という金額になっておりますので、これは本当、安全安心という意味からですね、289のようですね、あと10年、あと10年で、もう50年も経つというようの感じになりかねないんで、これは常にですね、これ、せつかく期成同盟会もできてるみたいですから、これはしっかりと予算確保に向けて頑張っていたきたいなというふうに要望しておきます。次に、この件に関してはわかりました。

2番、各支流の整備計画についてですけど、現在の段階では予定されてないと。中の橋のところだけだということなんですけど、まだあの、狭窄区間残っているところがありますし、堤防、完全にできてない、掘削だけした、土盛りだけした段階のところがたくさんあるわけですよ。それ、やっぱり、最近の気象状況からいいますと、いつ、23年度ぐらいの豪雨があるかわかりません。起きてから直すのではなくて、これは金が絡むことなんで、常にやっぱり危ないところからですね、途中でこれ、改良やめている、休んでいる経過もありますので、この辺をやっぱりまた復活させて、住民の安心安全をですね、確保していただくように、県のほう、国のほうに常にお願ひしていただきたいなというふうに思います。

次に、道路改良でございます。田中地区の今、用地交渉に入っているなというふうに聞きました。これもやっぱり町の市街地活性化事業にも絡みますし、よくあの、町としても県のほうに、どのようにしたらいいのか、その辺をやっぱり、口を出してですね、進めていただきたいなというふうに思います。それと、今、あちこちで歩道の整備が進められております。これもおそらく、これ、289開通を見据えた計画だと思いたいますが、これ、歩道だけでなくですね、まだあの、礼堂区間から、杉沢・長浜に至る狭い道路、カーブ多いし危険。あと檜戸の辺りとか、あと明和の橋の直角の曲りとかですね、その辺の改良も進めないと、なんか今年、雪が浅かったせいか、5月の連休頃から土日、車の通りが非常に激しいんですよ。交通がこれ、増加してくる。おそらくこれ、289抜ければ、もっと増えると思うんですよ。その時では間に合わないんで、10年以上はかかると思うんですけど、それまでにはできるのかもしれませんが、一日も早いんですね、道路改良進めるように県のほうに働き

かけていただきたいなと思います。この辺で、今どうということ、県あたりと話されているのか、環境整備課長にちょっとお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず289でございますが、八十里越につきましてはご存知のように計画が今進んでおるところでございます。来月、期成同盟会の総会も予定されておりますので、八十里に関する新しい進捗が明かされるのかなというふうには思っております。ちょっと触れますと、20.8キロの区間としては大体、750億ぐらいの総事業費に今なっております。その中で、一番の直轄区間については70パーセント程度、74パーセントというふうになっております。そこについては、5号橋梁の下部工は、平成30年に下部工だけは完了するということになっておりまして、その前後の7号橋梁は貫通いたしまして、今、7号トンネル貫通しまして、6号トンネルは今年貫通予定だというふうに聞いております。新潟側にある1号トンネルから4号トンネルまで、手つかずのトンネルが1,200メートルほどありますが、700メートル区間の1号トンネルは28年から着手をされておりますので、進捗が見れるのかなというふうに思います。福島県側であります、90パーセント程度の進捗になっておりますけども、ひとつは入叶津の平石山トンネル。これが今手つかずであります、28年から調査に着手をしております。平石山トンネルは600メートルほどになりますが、これも全体の開通までには貫通を見たいというふうに考えておりますが、地域の方々のご協力も必要となっておりますので、今後、様々なご協力をお願いしなければならないということになっております。八十里越以外の289については、交通量が多くなったと。今年はゴールデンウィーク前に六十里が、252開通しておりますので、その影響で町内の交通量、非常に多くなっておるといふふうに思っております。そして今、議員おっしゃった何箇所かの狭い区間、カーブの区間。そして日当たりの悪い区間もございますので、そういうところも今、重点的にその建設事務所等に要望はしております。そこについても要望しておりますけども、なかなか進捗が見れないというような状況でありますので、八十里の開通、その後の交通量の増加に伴っての安全対策は、これ非常に重要だといふふうに思っておりますので、そここのところも開通まで、そう長い期間はありませんので、重点的にお願いをしながら、改良に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、佐藤孝義君。

○6番（佐藤孝義君） ありがとうございます。

そういうことでございます。一生懸命やっているということでございますし、私どもも安全安心の意味からですね、一生懸命、これから国・県に働きかけなくちゃいけないという立場でございますので、一緒になってやっていきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君）　これで、佐藤孝義君の一般質問は終了いたしました。

続いて、8番、目黒道人君の一般質問を許可いたします。

8番、目黒道人君。

〔8番　目黒道人君　登壇〕

○8番（目黒道人君）　8番、目黒道人です。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一つ。少子化対策と若者の移住定住の実績について今日お伺いしたいと思っております。我が町の人口は減り続けており、それに伴って高齢化率も上昇しています。歯止めをかけることはなかなか難しいと思うが、減少スピードを緩やかにする施策として、少子化対策と若者の移住定住に期待しております。現在の取り組みと実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

〔町長　目黒吉久君　登壇〕

○町長（目黒吉久君）　少子化対策と若者の移住定住の実績ということで、目黒議員のご質問に答えてまいります。

人口減少に歯止めをかけることはなかなか難しい現状にあるという認識は同じであります。現在の町の少子化対策は、妊産婦検診助成から子宝祝い金、医療費無料化、保育料の軽減対策など、妊娠・出産・子育てに係る数多くの負担軽減を行い、このうち妊婦健診においては平成27年度に延べ450回の利用がございました。しかし、このような負担軽減措置ばかりでなく、子どもの健やかな成長を促す環境整備も必要と考え、今年度はただみ健やか発育・発達支援事業を実施いたします。事業の詳細については委員会にてご説明をさせていただきましたが、子どもの健やかな発達を促す事業であり、将来的には少子化の歯止めに寄与するものと考えております。一方、U・Iターン促進助成で、これまで4組の申請があり、若者の定住に効果を発揮したものと考えているところであります。また、明和振興センターにおいては地域おこし協力隊を活用し、空き家バンクの開設に向けた事業に取り組んでおり

ます。この空き家バンクの開設後には、空き家情報の提供が可能となり、移住定住者の増加に期待しているところであります。今後はご質問にあります人口減少に歯止めをかけるべく、これらの取り組みも含め、国の交付金等を活用し積極的に事業展開を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

では再質問いたします。質問に関連しまして、ちょっとだけ、私ごとでちょっと恐縮なんですけど、先月に女の子が生まれまして、本当にですね、名前、百笑ちゃんというんですけども、百に笑うと書いて百笑と名付けました。これはですね、たくさんの笑顔に囲まれて、幸せな人生を送ってほしい。そのためにそんな名前をつけたいなと思ひまして、百笑ちゃんです。ですがですね、ちょっとそうすると、子どもをもって気になるのは、やっぱりこう、じゃあこの子の同級生、何人ぐらいになるのかなど。たくさんの笑顔に囲まれたい希望はあるんですが、実際、お友達はどれぐらいいるだろうなど。特にあの、子どもの時期ですね、人生、長い間では、いろんな場面で友達はできていくと思いますが、特にこう、人格形成のされるこの只見の町で育つ期間、この間に子どもがどのぐらい、子どもの同級生、一緒に学校で勉強するお友達はどれぐらいいるだろうなどというのがすごく今心配になっています。小学校も統廃合といった可能性が今の段階で出てきているという話もありますので、ちょっと心配なところなんです。ですが、今、町の取り組みとしましては、先ほどもご回答いただきましたが、ただみ健やか発育・発達支援事業。こういった取り組みであるとか、それからユネスコエコパーク登録されたことでユネスコエコスクール。こういった取り組みなどですね、非常に魅力ある教育プログラム、充実に向けて動き出されたということはとても期待したいと思っています。ただ、どうしても子育てというのは本当に大変なことですし、また時間がかかる。一人の子どもが生まれて大人になるまでには相当な時間がかかりますし、それも人口増として期待するのはなかなかちょっと、難しいこと、実際のところは難しいのかなと思ひまして、それであれば、若者の移住定住。こちらのほう、力を入れて進めていきたいというふうに思います。それであの、先ほどの中で再質問いたしますが、U・Iターン促進助成で、これまで4組申請があったとありましたが、これ、内訳は、Uターン、Iターンは何組ぐらいの内容だったのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） U・Iターン等促進助成のこれまでの実績のご質問でございますが、現在のところ4組、人数につきましては5名となっております。うち1名は定住助成ということで新規学卒者の定住。それからほか3組、4名につきましてはUターン・Iターンでございます。細かく申し上げますと、うち3名がUターンです。1名がIターンとなっております。合計5名ということになってございます。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

学校卒業された方が1名と、Uターン3名、Iターン1名ということですね。ありがとうございます。

Uターンに関しては、比較的こう、繋がりがあるといいますか、只見を出られた方が帰ってこようかなということですから、ご家族の方を通じて情報が入ったり、そろそろ帰ってこいみたいな話もあるんじゃないかなんて思うんですが、Iターンの方ですね、こちらをもうちょっと、これから増えていくと良いななんて思います。それである、これ、ちょっと昨日の一般質問の中で出たお話ですが、今後、そういった若者定住に向けて、住宅の整備なども検討されていきたいということでした。おそらくこれまであったような町営住宅の建設などを視野に検討されると思うんですが、念のため確認なんですが、これはやはり、集合住宅という形になるのでしょうか。お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 住宅の整備につきましては、今、町営住宅119ですか、100ちょっとの町営住宅を管理をしております。新しい住宅を町で造るというのも今までの手法をとってまいりましたが、昨年あたりからは民間活力のお願いしまして、民間の住宅を借り上げて住んでいただくというような手法もっております。管理的には集合住宅が、町で管理するには集合住宅が管理がしやすいというふうには考えておりますけども、居住環境の面もありますけども、ご存知のように三石住宅ですか、あそこについては3戸の戸建てを用意はしております。今現在その、戸建てにするのか、集合住宅がいいのかというのにつきましても、やはり環境もありますけども事業費の面もございまして、そういうのを総合的に勘案しまして検討しなければならないというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

やはり住環境が整わないと、Iターンの方にとってはなかなか難しいなと思いますので、こちらは期待したいなと思ってます。一方でですね、やはり只見には多い空き家。この空き家にですね、せっかくですから活用されたいという方もいらっしゃると思いますが、現在の、明和振興センターのほうで地域おこし協力隊と活用して空き家バンクの開設に向けた事業に取り組まれているということでございます。これは、まず、いつから取り組みが始まったのかというのを念のためご確認したいのと、それから、これまで、こういったものがなかなか実現できなかったという背景をちょっとお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） 空き家バンク関係と申しますか、空き家の調査につきましては早くからやっておりました。25年にも3振興センター、地区センター、その頃は地区センターですけども、その頃にも一度、空き家の調査をしております。そちらのほう含めて、本年の4月に地域おこし協力隊ということで空き家の利活用を、ということを目的に地域おこし協力隊1名配置になりましたので、その方を中心に今、3振興センター協力しながら、今、もう一度、詳細な調査をしているところでございます。今、只見振興センターにおきましては、調査を送付して、今、回答を得ているところでございます。あと朝日と明和につきましては、今、各区長さんのほうと協力しながら調査を進めて、発送に向けて今、準備を進めております。そちらのほうの詳細な調査を基に、空き家バンクのほうに登録していただけたら、そういう部分につきましてもこれから検討して行って、その利活用、その情報をこれから発信できるような形で、どうしてもあの、只見町の中でそういう空き家のその価格ですとか、どういうものがあるのかという情報が今までなかったものですから、そちらのほうの整備をこれから図っていきたいというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

始まったところということですので、これから期待したいと思います。

ここまでの町の取り組みの印象をちょっとお話したいんですけれども、だいぶですね、この若者定住に向けて、受け入れ体制を整えようという姿勢はすごく意気込みとして伝わってきます。これからもこれはあの、どんどん進めていただきたいなと思ってます。ただその反面ですね、どちらかというと、この地域、地域というか、こちら側主導と申しますか、移住

者のニーズをどの程度くみ取られるのかという部分については、ちょっと気になるところです。例えばですね、空き家に関してですが、空き家、これからだということですが、例えばですね、住宅整備という部分で言いますと、町の町営住宅、勿論ですが、そういった空き家をですね、自分で直したり、それからリノベーションなんていって、こう、カッコよくですね、いわゆる普通に修繕というよりは、もっと前向きに自分で手を加えて住みたいなんていう、そういった、いわばこう、若者の夢をですね、この地域で、建物を手に入れて、住んでみたいなんていうニーズもあるんじゃないかななんて思うんですが。若者の移住定住に向けて、それからIターンの方、Iターンの方に対して、Iターン希望者、潜在的には多くいらっしゃると思うんですが、先ほどUターンに関してはご家族を通じてUターンの呼びかけをするということが可能であろうと思ってたんですけども、今度はIターンの方にですね、どうやってそのリーチしていくのか、こういったPRこれまでされてこられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） まずあの、Iターンの促進対策の、観光商工課としての取り組みでございますが、これまでもあの、一つの例としては地域おこし協力隊、こういった方がもうすでに今年になって3名入ってきてございます。加えまして、職業、求人募集ですね、そういったものにつきましても、ハローワーク等を通じまして、町の支援として、こういった雇用促進、人口対策のために助成制度を用意しているというようなことで、ハローワーク等を通じてそういった情報を流しながら、移住、Iターンに努めているところでございます。またあの、各観光イベント、物産イベント。そういったところも通じて、さらにはあの、ふるさと応援団。そういった方々にも情報を通じてIターンを募集して募っているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） Iターン。農林振興課としましては、Iターン就農者、新規就農者を確保しようということで、現在、23年度ぐらいからだと思っておりますけれども、東京での、東京であったり、仙台であったり、新農業人フェアということで、新規就農者、新たに就農したいという方を、なんていうかね、に向けてのイベントに参加をさせていただいて、年2回ほど出かけておりまして、どのような形で出かけるかという形ですけれども、勿論、

町の職員、併せてですね、トマトの生産農家さんも含めて、勧誘に努めましたり、併せて福島県の南会津農林事務所のほうでふるさとワークステイ事業という農業体験をやりませんかというような、まずソフト的な農業への関心を感じていただこうというようなことで、そういうワンクッション置いた形で只見町の新規就農に繋がられないかというようなことで、南会津農林事務所とも連携をしながら、町の新規就農に対する支援策を含めてPRに努めておるところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今ほど、議員、空き家の改修の話をされました。それにつきましては、空き家に住もうと言われる方に対しては、改修事業の補助といたしまして、ある程度の条件はありますけども、補助を150万を出しまして、そこに、移住定住というんですか、空き家の解消に繋げるものもございまして、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） ありがとうございます。

これまでも取り組みとしては行われているというご説明でした。いろんなイベントなどでですね、移住希望者の方と接触をとられているということでしたけれども、もう少しですね、そうであれば、もっとたくさん希望者の方、来られてもいいのではないかなって期待したいところです。どうしてもですね、行政のPR、行政がするPRというのは、なかなかこう、若さとのミスマッチ、これがちょっと多いような気がして、感じがしております。どうしてもその、例えばですね、ハローワークであるとか、地域おこし協力隊であるとか、あとはふるさと応援団でしたっけ。言ってみれば行政の横のつながりでの活動が主だと思うんですが、なかなかこう、そういった行政的なアプローチと、一般生活者の方といいますか、そういった方とが交流する場面というのはかなり限られているのではないかなと、ちょっと感じているところです。その若さとのミスマッチというのはどういうことかというところですね、いわばこれはもう、新しい多様性との、多様な感性とのミスマッチがあるんじゃないかなと思っています。なかなかこう、これまで取り組んだことがないものというのはなかなか積極的に、ちょっと取り組めない。そういった姿勢が、ちょっと行政のイメージが、ちょっと、僕は持っているんですけれども、せつかくの機会をですね、失わないためにも、そういった若い、若者の感性にですね、寄り添った形でのPRなどもこれからやっていただきたいなと期待して

ます。特にIターンで移住されたい方、主には都会に住んでらっしゃる方だと思うんですが、もうあの、自然志向なんていう方もですね、たくさんいらっしゃいます。ナチュラルとか、オーガニックとか、そういったキーワードに敏感な方も多くいらっしゃいますし、それからあの、いわゆるロハスなんていう言葉もですね、聞かれるようになってもう10年くらい経っています。都会の中にもそういったコミュニティーはかなり定着してきているだろうなとも思いますし、若者のカルチャーでいいますと、野外音楽フェスティバルなども、富士ロックフェスティバルに代表するような大きなものから、それからあと、僕も実行委員でやってるんですけども、南会津町では大宴会南会津というイベント、今年は9月の18日に開催されますが、こちらにも都会からたくさんのご家族、楽しみにいらっしゃいます。こういった方はですね、やはり移住に対しても関心持たれている方、かなりいらっしゃるんじゃないかなと思いますので、是非こういった機会をですね、あと、この間は田植えのイベント、100人手植えなんていうのを、若手の間でやりました。これもすごく評判が良くて、秋には稲刈りなんて形でやるんですが、こういった機会をうまく捉えてですね、移住に向けての情報提供などされてはいかがかなと思います。この若者の移住定住という課題はですね、なかなかこう、腕組みして、眉間にしわ寄せてやる問題ではなくてですね、結構楽しみな取り組みになるんじゃないかなと思ってます。僕らはですね、この只見町に生まれた、ここに住んでるわけですから、選ぶ、好むと好まざるとに関わらずここにいるわけですけども、移住される方というのはですね、全国いろんな田舎がある中で、この只見町を自ら選んで、好まれてここに来るということになると思うんです。一方で都会のほうでは、ニュースなどでもやっていますけど、待機児童問題であるとか、過密であることによる課題。これ非常に抱えているところだと思います。一方では只見町では人口減少で過疎だという課題。この都会と地方のですね、課題を共有することでお互いの解決になるような、こういった取り組みもこれからできるのが、まさにこの只見町の取り組みになるんじゃないのかなと思ってます。若い仲間がですね、この地域が増えていくというのを、是非楽しみに、楽しんでこういった課題にも取り組んでいけたらなと思っています。それでなにより、この地域の皆さんがですね、そういった若者を温かく迎え入れて、一緒に普請をやったりとか、そういったですね、笑顔で温かく迎え入れる、温かい空気づくりがですね、この町と一緒につくっていったらなんて、僕、ちょっと思っています。ごめんなさい。質問に…すみません。申し訳ないんですが、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 質問じゃないと言いながら、大変あの、私としては重要なご指摘をいただいたというふうに思っております。たしかにですね、私達はこれからあの、都市とこの山村の交流及び移住定住ということを考えて時に、客観的なあの、雇用であったり、それから当然、我々は行政として、町民も含めて、医療・教育・福祉関係とか、当然、行政がやらなきゃいけないことの最低限な基盤はひとつつくっていかなくちゃいけないと同時に、やっぱり仕事があります、こういったこういう協力ができますというか、住宅なんかも、それぞれ、今、住宅改修なんかも、今、用意をしながら、やるわけですが、やっぱり今あの、議員がおっしゃっていただいたように、若さ、若い世代に対してどうアピールするかという観点が、やっぱりあの、どうしても我々はそのには着目できなかった側面があるなど今思って、改めて思ったところです。やっぱり今、都市、我々山村もそうですが、若い世代というのは多様な感性、価値観が今生まれ、そういった中で生きていく生き方というものが、自然首都であったり、ここにユネスコエコパーク登録の地になった自然豊かな只見が、どういう観点からこの地域を発信していくのか。やっぱりあの、客観的な生活条件の整備もさることながら、やはり我々も含め、ここにいる若い世代も含めて、何を人生楽しんで、そして、そういう連携を組んで活動し、行動して、共感を呼んでいるのかといったようなものがないとですね、これはたぶん、仕事があるから移住するではないと思うんですね。やっぱり只見を目指すという場合には。そういったところを改めて、今あの、目黒議員に再度気づかせていただきましたし、こここのところの発信のあり方、PRのあり方、いろいろ、目黒議員、本人がやっぱり参加しているイベント等の若者との触れ合いの中で感じることも、いろいろありましたね。たしかに、ひとつあの、若者の、つくづく私も思うんですが、電源流域でやってるあの奥ロックのロックバンド。あれも東京からも、仙台からも、全国からあの、三島のあの山里に入ってきて、あそこでふれあうやっぱり地元の若者と都市部の若者のふれあいなんていうのは、ああいうものでないとなかなかできないなというふうに常々思っていたんですけども、そういった機会やチャンス、そして常日頃の日常性の中で、そういうものをどうアピールしていくか。尚一層、我々、行政が、そしてまた皆さんとですね、地元のやっぱり若い人、そしてまた既に只見に移住定住している方々の只見に住んでみての印象、感想、そういった情報交換を通しながら、只見の受け皿としての魅力アップをどうしたらいいのか。そしてそれを

どう発信したらいいのかということさらには研究していきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

○8番（目黒道人君） どうもありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、8番、目黒道人君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議をいたします。

午後の会議は1時から開会いたしますので、ご協力をお願いいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後12時59分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

11番、山岸国夫君。

〔11番 山岸国夫君 登壇〕

○11番（山岸国夫君） 11番、山岸国夫、一般質問通書に基づいて質問いたします。

質問事項、一つ目。学校給食費の無料化を求めます。学校給食は食育の角度からも議論され、一食当たりの給食費負担額も軽減されてきた経過がありますが、学校給食費を無料化し、子育て環境を整える必要があると思います。給食費無料化は児童・生徒の健やかな成長の後押しとなるばかりでなく、少子化対策として子育て世代の経済負担を軽減することにより、町内における消費活動の循環や経済の活性化にもつながるものでありますが、答弁を求めます。

二つ目。介護職員の待遇改善を図り若い人材育成に取り組むべきであります。介護職員は全国的な賃金統計でも労働者の平均賃金よりも約10万円程度低いとされています。また、只見町内の介護施設においても20代・30代の介護職員が少なく、早急に人材育成を図る取り組みを強化することが求められております。この対策を進める上でも介護職員の待遇改善、特に賃金の増額が必要であります、町長の認識について答弁を求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、山岸議員にお答えいたします。

学校給食費の無料化を求めるということではありますが、学校給食の主たる目的は児童・生徒の心身の健全な発達と、食生活に関する正しい理解と適切な判断力を養う事であります。給食の経費につきましては、学校給食法第11条により施設設備費や人件費以外の食材費などは保護者が負担するものと原則的に定められております。この趣旨は保護者と自治体が責任を分担し、相互に協力して学校給食の充実を図ろうとするものであり、本町におきましてもその理念に基づき学校給食運営を行なっております。これにより、児童・生徒に生産者や親への感謝の心、食生活に関しての正しい理解が着実に育まれてきておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

次に、介護職員の待遇改善を図り若い人材育成に取り組むべきということでもあります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、厚生労働省が出した2025年に向けた介護人材にかかる需給推計についてによりますと、必要な介護職員は全国で253万人と見込まれており、介護業界全体では37.7万人の人材不足が生じると言われております。介護職員の待遇改善については、介護保険制度の中で平成23年度から処遇改善交付金として介護職員1名あたり月額1万5千円が交付され、毎月の給与等に上乗せされております。また、平成27年度からは介護報酬に対する介護職員処遇改善加算が変更・拡充され、従前の分と合わせて2万7千円が上乗せされました。町内の介護施設においても、この加算金を原資として定期昇給や給与改善手当による賃金改善、夜勤手当や待機手当の増額等が行われております。ただし、これをもってしても十分な待遇改善が成されたとは言い難い状況であることは山岸議員のご認識と同感であります。とはいえ、平成27年4月の介護報酬改定により基本報酬が全体で2.27パーセント引き下げられ、財源確保の見通しがつかないため、町内の介護施設を運営している事業者においては、更なる処遇改善を実施されることは困難な状況にあると見込まれます。最終的には施設運営状況を踏まえての民間事業者や社会福祉法人のご判断になり、町の権限が及ばないところもございますが、運営推進会議等の機会を捉えて、人材確保、処遇改善に向けた積極的な意見交換を引き続き行い、改善に向けて取り組んでまいります。いずれにしましても介護保険制度の枠組み中での改善にならざるを得ませんので、国の介護保険制度改定の動向に左右されながらも、できる限り影響を緩和できるよう知恵を絞り努力を重ねていくことが重要と捉えております。また、人材育成・人材確保

につきましては、奨学金貸与による就学支援、無料職業紹介所を通じた潜在的人材の開拓、人材育成ダイヤモンドプランによる学習機会の提供などを通じて育成・確保に努めているところであります。さらに各介護施設ではボランティアの受け入れにより、介護の仕事を知ってもらい、介護業務の魅力伝える活動を実施し、業界全体のイメージアップにも取り組まれているところであります。このように環境改善に向けた多種多様な取り組みを関係機関が一丸となって実施しておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは再質問をいたします。

最初に、1番目の質問であります学校給食費の無料化の問題について再質問いたします。今の町長の答弁を受け、この間、学校給食無料化の問題については、先輩議員が何度となくこの場でも議論したところであります。これらへの、先輩議員への答弁とまったく変わっていない答弁。私は残念で仕方がありません。そこが冒頭におきまして、町が誠意ある態度をとること。このことをまずはじめに求めたいと思います。そして、この学校給食の無料化は先ほど学校給食法述べられましたけれども、国は無料に対して自治体の判断でできるとしております。これは、根底は憲法にある、義務教育はこれを無償とすると謳っている。この関係からも無償にしてはだめだと国も言えないわけであると私は理解しております。

そこで、いくつか質問をさせていただきますが、以前の一般質問の中で、給食費無料化のために予算は約2,200万円と回答があると記憶してます。現在はこの金額がいくらになるか。また同時に、その時点で、只見町では中学生まで医療費が無料化でした。福島県の制度によって高校まで医療費が無料化になりました。この時の町の負担軽減がいくらになるかというのも先輩議員が答弁を求めたことがあります。昨日の配られた資料の中では、この高校生までの医療費の無料化について、県6,900万円。約。町では約、の負担が6,800万となつたと思いましたが、これらと、この予算措置と含めて、この医療費の無料化になつて町負担が単年度でこれまでいくらになつてきたのか。無料化になつた年から単年度、それと累計の現在までの合計額を答弁願います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 何点かご質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

まずあの、答弁に先立ちまして、学校給食について、山岸議員に地元の子どもの食の安

全あるいは郷土愛と、そういった点で地元食材の提供につきまして、ご協力いただきまして、長年取り組んでいただいておりますことに御礼を申し上げたいというふうに思います。

それで今ほど、何点かありました。まず第1点目の町長の答弁というお話ありました。この答弁の中にもありますように、法の趣旨に基づいて、そして自治体と保護者、共に協力をしながら、子ども達の食育をしていこうという趣旨でありますので、そういったことが自治体の考えと、それから保護者の考え、そういったことを合わせながら現在進めているという状況をご理解いただきたいということが第1点目であります。

それから二つ目のところで、法的なところが今出てきましたけれども、私も法律の専門家ではないんですが、まずあの、今ほど町長答弁にありました学校給食法の11条であります。これは昭和20年代の極めて早い時期に出された法であります。その後、この負担区分について、文部事務次官から通達が出まして、これ、山岸議員ご存知のことで大変恐縮であります。最終的な判断は自治体ですよという通達がこの法の後に出された経緯があるということでもあります。そういったことで、二つ目のその、自治体で判断できないのかということのお話につきましては今ほどの中身であります。

それから、憲法26条との関係。これも極めて難しい状況があるわけであります。義務教育はこれを無償とするという26条があるわけですが、これにつきましては、これも、詳しい山岸議員、おわかりのことで恐縮であります。昭和39年だったかと思いますが、最高裁の判決が出ておまして、いわゆる憲法でいう無償というのは、いわゆる授業料を徴収しないと、そういった意味合いで法の規定がされているという状況がありますので、そこは、ご理解いただければというふうに思っております。

それから、教育委員会関係で給食の予算ということですが、これは次長のほうから答弁させますのでよろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（増田 功君） ご質問にありました、いくらで無償化できるかということですが、27年度ですね、この答弁にもございますけれども、施設整備費や人件費は町ということで、それで今、食材費について負担いただいているわけですが、27年度は施設整備、機械の入替等もありまして、一般会計では約7,400万ほど、一般会計でかかっております。そして、それは別として負担額というのはどのぐらいかと、要するに徴収している給食費というのはどのぐらいかという1,700万でございます。ですので、1,700万。

この金額については生徒の数によって変わってきますが、今のところはその金額があればできるのではないかというふうに予想しております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） もう一つの回答ありませんので、医療費の関わりとの関係で質問いたしましたが、その回答まだありません。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今ほどお話をいただいております子ども医療費、公費での負担。町の制度、それから高校卒業までの分。県の分といったものがありまして、28年度当初では町負担分の見込が686万5,000円。県負担分の見込が695万5,000円。これが28年度ということで、そう大きな年度ごとの変化はございませんので、制度発足年数をかけていただくと概算は出ます。ピタリの数字で失礼がなければ、その概算でおつかみをいただければありがたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 私が答弁求めたのは、現在の予算額ではなくて、これは先ほど資料いただいた中身の金額として述べましたが、町が中学生まで医療費を無料化にしました。その後県が、高校生まで無料にいたしました。当然、県からの負担金があるわけですから、これによって、中学生まで無料にしていた町の財政負担。これがいくら軽減になったのかと。県から金がかかることによって、町は当然、支出額が減ったわけです。医療費の。中学生までの。その時の当時の答弁では全額じゃないというのもありました。これが、その当時の年度から年度別に教えていただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 中学校分が町負担から県負担になった分についてでありますけども、この分については、医療機関に掛かれたその方、個人個人のデータを全て積み上げをしないと、これは数字出てまいりません。ですので、ピタリの数字が必要ないのであれば、先ほど申し上げた町負担分686万5,000円のうち、年齢割ですと、単純にわりますと15分の3、かける年数ということになります。これ、あの、本当に、ぴったりの数字が必要であれば、これについては過去の医療費データ、残っているものを、残っている範囲で、データのほうのチェックをしなければ、ぴったりの数字は出てまいりません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫議員に申し上げますけれども、通告の中に医療費の

関係出ておりませんので、詳細についての質問であれば、後ほど課長のほうから提供してもらおうということにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 何故このことを申したかといいますと、要するに、県から負担があれば若干、お金が浮くわけです。これはその当時の先輩議員も質問し、その当時の金額も町当局から答弁があります。この浮いた分を学校給食費にまわしてはどうかというのがその当時の見解でありました。ですから、私はその金額が給食費にまわせればと、どのぐらいあるかという対比でお聞きしたんです。わからないということなんで、これは結構です。

この間ですね、昨日の一般質問の中でも、人口減少対策、そして町の少子化対策での質問も回答もありました。この中で只見町総合戦略や第7次只見町振興計画の少子化対策を述べられてますが、学校給食費無料化はこの中に含まれているのか、含まれていないのか、明解な答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 学校給食費の無料化については、第7次の中には謳っておりません。

ただ、学校給食の充実という点はしっかりと謳ってあります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） これからは、答弁は町長をお願いします。

学校給食の無料化。これをするのかどうか。これは町長の決断次第にかかっていると私は思ってます。以下、全国の学校給食無料化にしているところ、いくつか、ちょっと長くなりますが、例を挙げたいと思います。それらのところは市や町ありますけれども、全て市長、町長の決断で実施されているというのが全国的な特徴であります。そしてこれは、人口減少対策や少子化対策のためにも全国的にも広がっているというのが特徴でございます。全日本教職員労働組合は、今年の4月6日に記者会見を行いました。これは全国の市町村を対象に義務教育の保護者負担に対する独自の補助制度について、2015年11月に1,740の区や市町村、アンケートを配布し、全国調査を行ってます。この中の6割の自治体から回答があり、2012年にもこの調査を行っておりますけれども、半額以上の補助を実施する自治体が3倍に広がっている。そのうち全員対象に全額補助する自治体は45へと増えているという報道になっております。これが全国の今の進められている実態です。各自治体の例を四つほど述べさせていただきますが、一つは、全国に先駆け無償化を成し遂げた山梨県早川

町。人口1,100人。保護者と小中学生をセットで受け入れる山村留学制度を導入しております。この制度を始めた年に5世帯が移住。その後もコンスタントに移住者が現れ、一定の成果を上げているということでもあります。そして、2012年度から給食費、修学旅行費、教材費の保護者負担をなくしました。町の担当者は安心して教育を受けてほしかったというふうに明言しているそうでもあります。2番目の例は北海道、越水町。平成27年度より地域住民生活等緊急支援交付金活用して小学生・中学生・へき地保育所・幼稚園を完全無償化しております。ここでも児童・生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育ての経済的負担を軽減することで町内における消費活動の好循環、経済効果、高財政化。また少子化対応世代が移住することに繋がることを期待する。こう述べております。3点目。兵庫県、相生市。これは先輩議員も紹介したところではありますが、平成23年、子育て応援都市を宣言して保育料無料化など、11の施策を打ち出し、その目玉が給食費無料化事業。この相生市は固定費と考えている。さらに栄養価の高い昼食を経済状況に関わらず食べられる。このことが子ども達に情緒的な安定をもたらすはずという取り組みとしています。4点目の町は京都府、伊根町であります。ここは只見より小さい、人口約2,250人。町民の多くは漁業と農業に従事して、大きな産業のない過疎化が進んだ町だそうです。給食費や修学旅行費、教材費など、義務教育費の無償化しております。保護者の自己負担は制服やランドセル、筆記用具などの購入費に限られております。ここでの町長は、へき地だからこそ負担軽減策が必要だ。まだアベノミクスの恩恵がなく、消費税増税で大変な中で地元のために何ができるか考えた。一番の資源である子ども達をしっかりと育て上げることが大切だというふうに語っております。産経新聞の2014年の7月の報道では、これらのような地方発の給食費無料化の動きについて、名古屋大学大学院の中嶋哲彦教授、教育学、憲法要請を自治体が率先して具体化していると言えるのではないかと評価しております。そのうえで、福祉の充実や情報公開など、自治体が先行し、国が追随した政策も過去にあったというふうに報道されておりますが、この、私は自治体が先行し国が追随した政策も過去にあった、これは何かという点でいけば、厚生労働省も推奨している8020運動。80歳になっても自分の歯が20本あること。これも全国の1地方自治体から始まり全国に広がったものであります。また、岩手県の豪雪地帯である旧沢内村。これは全国に先駆けて現在の社会保障制度である国民健康保険制度、1961年、昭和36年にスタートした年でありますけれども、国に先駆けて乳幼児医療費や老人医療費の無料化を行いました。これは出生者に対する子どもの死亡率が高か

ったり、十分な医療を受けられずにお年寄りが早く亡くなる。これに対して当時の村長は国がやらないなら私がやる。国は必ず後からついてくるというふうに述べたそうであります。これは書籍にもなって全国の多くの方に読まれてます。この国民健康保険制度実施した戦後の年に、こういうことをすでにこの町長は決断をしてやって、そしてこれが全国に広がって現在の子どもの医療費の無料化の流れになってきているというのが現状であります。こういう流れを見てみますと、補足しますと、お隣の金山町でも給食費の無料化や、そして小中学生の学費の無料化を2年前だったと思いますが、子育て支援条例をつくり実施しております。この過疎化が進む只見町の中でも、これを食い止め、そして若者定住、そしてUターン・Iターン、これまで皆さん討議されてきましたように、これらを促進するためにも、目玉として、様々な施策の目玉として、町長が決断し、これを実現することを私は強く求めるものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） この件につきましては、かねてよりの質問を議会の度ごとにいろいろとご提案をされてきた課題であります。それについて、この間、同じ答弁だと。同じ答弁であることに対しての誠意がないと。そのことにつきましては、これは考え方でありますから、誠意があるとか、ないとかということの話ではないだろうというふうに私はまず冒頭に申し上げさせていただきたいと思えます。

これにつきましては、それぞれ、議員とも、先代の議員の皆さんともいろいろお話してきましたが、やはり冒頭、申し上げたところが基本的な考え方でございます。私はやはり、これが町長の決断だということだろうと思えます。それは私もそう思っておりますが、その町長としての私の考え方が、全ての施策において、勿論、今、これだけの少子化ですから、いろんな面で給付型、扶助型というのが求められる。またそういったのが喜ばれるということは私わかっております。しかし、いろいろなあの、子ども子育てについては、経済的な給付、これまでも、今回の議会でも、一般質問の流れの中で、少子化対策に対する施策としての議論をしてきたわけですけれども、給付型及び、あとは実質的なその人材育成といった視点からの子育て支援といった観点のバランスをこれからよく考えてやっていくことが大事だろうと思っておりますし、今も私の気持ちとしては、価値観的には、やはり、どのような分野においても、どのような事業においても、ある一定の負担と受益という考え方が、私は基本的には持っております。ただ、時代の流れの中で、社会背景の中でそれを現実的にどう捉えて、

どう緩和して、拡大的にそれを捉えていくかということは、そのお金のある・なしだけの問題ではなくて、考え方として現状を踏まえながら判断していくものだろうというふうに思っております。

先ほどらい、今まで私も、先輩の議員に対して、無償化に対して、なかなかあの、合意といますか、そうですねという判断がしなかった理由は先ほど申し上げたとおりであります。やはり親と行政がですね、それぞれの負担をしながら、そして、こういったことであるから、逆にPTAの中にも学校給食審議会というようなものがあったりして、それはあの、給食の値段のことも、給食費のことも審議されるでしょうし、学校の先生、PTA、町も入ってですね、そしてお金の問題も含めてですけれども、また発育段階に応じた必要な栄養のカロリーの問題であったり、量の問題であったりというようなことが、それぞれの立場で負担がやはりそれぞれあるからこそ、お互いの流れの中で良い検討なり、良い意見交換もなされて、給食というもの、それに含まれる食育といったような観点からも、それぞれ考えるチャンスや機会があったのではないかなというふうに思います。

それで、今、これは毎回毎回の課題で今も引き継いでいるわけですが、たしかにもう、ここまでの少子高齢化という流れの中で、また新たな施策としてこの給食費をどうするんだということも、これもやはり検討課題に挙がってきているというふうに私も思っております。ただ、こういったこの一問一答の形式の流れの中でですね、この給食費という、ここのひとつの部分的なところを捉えて、この段階で、わかりましたというようなことではなくて、これまでも示してきたような全体的なこれからの少子高齢化、少子社会の中での、ひとつの子育て支援という全体の施策の中でどう位置づけ、全体的に見渡して、この状況の中での施策の在り様を考えていければいいのかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 今、町長の答弁を聞きましたけれども、時間の関係で早急に実現を図ることを申し述べて次の議題に入らせていただきます。

介護職員の待遇改善。そして若い人材育成の問題であります。この中で、昨日の質問の中で、それぞれ介護の職場の現状、人数が、9番議員の質問に対しての回答がありました。これの介護職員の人数と、それは昨日、報告された。介護職員の年齢構成、わかれば答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 昨日の質問の関連でございますけども、正確な年齢構成についてはデータがございませんので、先ほどの質問もそうでありますけども、ぴったりの数字というものはちょっと手元にはございません。ただ、職員の方、施設のほうに行った限りでありますと、おっしゃるとおり、本当に若い方というのは少ない。どちらかというとならば40代以上の方が比率としては多い。そういった傾向でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それでは、只見町内にある介護施設は、介護を必要としている方は勿論、介護をしている家族にとっても大切な施設であります。今回は、利用する人より、この施設の問題に限って、人材育成をどうするかということの設問にしておりますので、只見で安心して住み続けたい。これが町民の心の声でありますから、これに対応してどう進めるのかということになると思うんです。介護を必要としている方は町内でも老老介護。そして、親が90歳代一人、子ども一人の世帯で親を介護するのにデイサービスと訪問介護を併用して働きながら親の介護もしている。仕事に行っている時に親を一人だけにしておくには不安がある。しかし、生活のために仕事を辞めることができないという家庭もございます。また、病気で入院した退院後のケアも大変になっているというのも見受けられます。私も妻と母の介護をしてきました。本人はもとより、家族の心労は大変なものであることを実感して体験もしております。この体験の中で、介護職の方々には大変お世話になりました。そこで先ほどの答弁との関係ですが、例えば、社会福祉協議会。ここのホームヘルパーさん。常勤2名で50歳代です。それと6名のパートの方で運営している。ここでの現場の声も若い人の育成が求められているし、働きがいのある職場にしたいというのがその声でございます。こぶし苑ではどうか。こぶし苑の定員は、昨日も答弁でありましたけれども、ギリギリの最低ラインのサービスで、病気でも無理して仕事をせざるを得ない。看護師と介護職の双方で全体をカバーして対応しているとか、年休が取れない。そして最低人員確保のために急病人が出た場合、ローテーションで休日となっている人を出勤させている。こういう状況であります。そして、最近、5年の間に50代の介護職員が退職して、その対応にも大変だという声も聞かれます。こぶし苑の15人の介護職員のうち20代は一人。40代が4人。50代10人。定年60歳で再雇用制度もあるが、肉体的にもきつく、再雇用応募者がいないのが実態であり、そして、これらの職場の人の声は、現場の理想は専門学校出身の若いマンパワーが必要だ。先ほども町長答弁にありましたように、他業種から見ても給料が安い。いきいきと働き

がいがあり、魅力ある職場にしたいというのが現場の声であります。只見ホームも年齢構成も介護職員20代が2名、30代4名で、ここも年齢層が高くなっております。介護職員の専門性から見ても、介護福祉士の育成。これの努力が緊急要件となっております。あさくさホームもできましたけれども、只見の豪雪地帯の中で介護職員の通勤も大変になっております。この通勤の困難さから只見における施設においては、只見町の職員の採用が多いという声も聞きました。職員採用は南会津会で行っておりますけれども、只見の施設で働いている方は只見町内が多い。これは豪雪ゆえの通勤の困難さでもたらず要因だろうと思います。そしてまた、介護福祉士の資格を取るのに、これまでは3年間の実務経験があれば受験できたけれども、今後は国の法改正でできなくなっているというような声であります。たしかに先ほども町長が上乘せして給与がなされている。そして国会でも、1日に終わった国会の中でも日本共産党や民主党など、野党共同で深刻な人手不足が続く介護職員の給与月額1万円からさらに6,000円さらに引き上げるとして共同提案した法律も残念ながら否決された経過もあります。こういう今の町の置かれている現状。そして実際にはそれぞれの職場単位での経営条件という下で、南会津会の関係のところは南会津会が採用するということでもありますけれども、町としてもこの町長答弁にあるように、もっと緊急性を持って若い介護士の育成を図る取組み。このことをしないと、町のこれからの福祉政策、そして働く人の対策としても大変な事態になるかという私は危機感を持っております。そういう点では町の更なる人材育成、体制を求めていきたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今あの、現状と将来の介護関係の人材育成、人材確保。本当に心配だというお話でありました。まさしく現状はその状況でございます。処遇の問題もあるでしょうけれども、その他いろいろな面において、なかなか人材の確保が、介護士及びまたは看護師もそのような状況であるわけですけれども、そういったことを踏まえながら、それぞれこういった課題が各施設の事業運営者ということばかりでなく、南会津会、南会津会もいろいろと特老ホームを踏まえての各町村のいろんな関わりの中で法人の運営がなされているわけですけれども、今やはりその中でも課題となっているのが、人材確保をどうしようかということ。それぞれ、民間も入りましたし、いろいろなこの介護関係の事業所の施設と同時に施設が確立されても、その後、事業運営をしていく人が見つからないといったようなことが出てますので、まさしく今、議員がおっしゃっていただいたような課題が喫緊の課題だと

いうことは私も十分認識しております。それに対して、どういう対応ができるかということですが、法人は法人としても、いろんなあの、そういった面に必要な資格試験であったり、研修、そういった機会を設けながら参加してもらうようなシステムのあり方。そしてこういったのはこの郡内全部の課題だということで、それぞれの各施設の課題というよりも、やはり全体の課題として捉えていかないと問題解決になっていかないなということで、今その辺のところ議論されているというようなところもございます。本当に議員のおっしゃるようなことを、私もそのとおりでございますので、なんとか、関係の法人、自分も参画している法人、そういったことの流れの中でこの課題をいつも共有しながらですね、今後の対応に取り組んでいかなきゃならないという認識をいたしております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） それで、人材育成のための最初の答弁書にあります奨学金貸与制度、就学支援。これらについて伺います。例えば、只見に介護、この奨学金制度を受けて、只見の職場で、例えば5年とか10年働いた場合に、この奨学金返済しなくてもいいような制度になっているのかどうか伺いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 町の奨学金貸与の件でございますけども、専門的なその職種の奨学金の制度と、それから一般的な就学のための奨学金というのがございまして、それについては町の条例のほうにも記載してありますとおりでありますが、今のところ、そういったその、免除といったような規定はございません。以前、4番議員からもそういったようなご意見をいただいておりますので、内部において検討して、今後、こういったような形で見直しをしたらば、より有効な政策になるのか。そういったことについて内部で検討を行っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 免除規定ないという答弁だと思います。それで、これは、先ほども全国的な問題、町の状況においても、これ認識は、町当局と私の認識、同じだと思います。人材育成。これは本当に若い人を只見に来て定着していただく。これは様々な経済効果にも繋がるものでありますし、先ほども申しました福祉施設の充実を図っていくためにも緊急な課題であります。この奨学金貸与。これは私の息子も、放射線技師ですが、専門学校へ行くのに奨学金をその職場から受けました。月4万円。5年働いて奨学金返済しなくてもいいと

いうことでありましたので助かりました。だからこういう制度、返せと言うんじゃないで、これは今、学費の問題でも全国的に問題になっている。大学行くのに大量のお金を貸して、働き口がなくて返せない。自己破産する。自己破産すると連帯保証人の親のところにそのお金の支払い請求がいく。こういう経済状況の中で、これら若い人、本当に只見に呼び寄せる。そのためには奨学金。このぐらいは町で、5年間、只見に働いていただければ返さなくてもいい。これはすぐ、即刻取り組むべきじゃ、取り組むべきだと思いますが、検討じゃなくて、回答を再度求めます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 今ほどのいわゆる奨学金の貸与ではなくて、給付型の奨学金ということのお話でした。これはですね、実はあの、昨年9月の議会の中で、新国議員からご提案がありまして、町長がその方向で検討しようということで私どものほうに指示を受けておりますので、今年の9月議会を目途にその制度設計を現在進めております。教育委員会中心になりながら、保健福祉課あるいは農業関係。そういったものも含めて、今検討をしております。

それからもう一つは、現在借りている方もいらっしゃいますので、その方も含めて、なんとか、町に戻ってきた時には免除できるような、そういう形でできないかということで、そういったことも含め、今、次長を中心に制度設計をしておりますので、その大事な部分については議会の方々、それから私ども、町長をはじめ、認識は一致しているかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 検討しているということなんで、早急な実現を求めます。

それから、町長答弁の最初の文書の中での下から5行目、ボランティアの受け入れにより介護の仕事をしてもらいとありますが、このボランティアの受け入れによりって、このボランティアしていただいている年齢層はどういう人達ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 年齢層につきましては、幅広い年齢層でございます。例えば高校のボランティアクラブ。それからそれ以外の職場体験活動であったり、その奉仕活動として施設に参加をしていただく。それからまた、高齢者の方でも元気な方にボランティアとして来ていただくこともございますし、それから、実際にその業務に携わっていただくとい

うものではありませんが、保育所から小学校・中学校の児童・生徒さんが施設を訪問して、どういったような施設なのか。そういったことでその介護施設に対する理解を深めていただいていると、そんなような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 何故、今の質問をしたかと言いますと、こぶし苑で、介護ボランティアして、これは直接は、ボランティアの場合は介護の仕事はできないんで、あくまでもボランティアということでございます。これも、私はその、高齢者、高齢者というか、年齢層の高い人達のことかと思って質問したわけですが、ここのボランティアというよりも、そういう小学校・中学校・高校生であれば、職場体験、今、高校の中でも職場体験のことが進められていると思うんですが、そういう中でもやはり地元の高校生、こういう職場体験も、介護士も看護師も足りない。介護士も足りない。そういう職場で積極的に体験をしていただくということも取り入れていただいて、そして、若い世代が成長し、介護の職員として只見で働いていただけるような取り組みをできるように求めて私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、いろいろ議員のほうから、継続的な、良質な介護事業を提供できるように、そのための人材の確保・育成ということで、大変いろいろとご指摘いただきました。現状の状況はご指摘いただいたとおりでありますので、その点、十分踏まえながら、その改善に図ってまいれるように、それぞれの担当部署、また各施設に関わってもらっている人達との連携の中で取り組んでいく課題として大きく受け止めさせて、対策を練っていくということで努力してまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 一つだけ、忘れたんで、もう一度だけお願いします。

町長、南会津会の理事にもなっておりますので、福祉の問題にしる、医療の問題にしる、やっぱり全国的な世論の声。これが政府を動かします。だからそういう点では介護職員の待遇改善の給料アップ。これは町独自の、町単独事業であれば、町にもっとお金を出してほしいと要望できるんですが、そうならないんで、これは国にも積極的に、南会津会の理事会の席とか、南会津郡の町長会の中でも積極的にこれらの賃金アップ、介護職員の賃金アップについて、国に意見をどんどんあげていくと。これを要請したいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そのように取り組んでまいりたいと思います。

この介護保険ができて、それぞれこの、南会津郡内の特養ホームが整備されてまいりました。整備された時は、施設も新しかったし、その当時、採用になったスタッフの人達も年齢が低うございました。ですから、そういった面においてもですね、やはりあの、厚生労働省も、非常に私もあの、困ったなといいますか、今までそういった経営の中で積み上げてきた基金というものが、いわゆる内部留保的な捉え方をされて、非常に厳しい事業運営がせざるを得ないような状況になったんです。それが先ほど介護保険の、いわゆる介護保険制度の、若干の処遇改善を図られたとしても、介護保険制度自体が全体的に狭義にベースが下げられているというような、そういう状況もございます。いろいろと今後とも事業の運営も厳しいものがあります。施設の運営もですね、それから事業のその中身も人材確保も含めて、いろんな課題がございますが、しかし、喫緊にしても、現状をやはり、高齢化社会ということでもありますから、それに絶えうる環境整備を、当然、我々のそういった内部の中での努力と研究と、併せて国のほうへもしっかりと要望をしまいらなきゃいけない事態であるということも認識しておりますので、そういった意味合いも含めて、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） すみません。方針的な部分については、町長、今ほど答弁をいたしましたとおりでありまして、今の現状について、若干、報告をさせていただきます。全国の市長会、それから全国町村会。全国の組織でございますけども、こういったところで共同での声明を出しております。それは何かといいますと、政府の方針としては、来年度、平成29年4月に、さらなる介護職の待遇改善をするという方針を出しておりましたが、消費税増税の先送り。これによって見送られようとしているというようなことで、そういったことで地方に影響が及ぶということで、市長会、町村会共に必要な財源を確実に確保するようにということ国に求めておりますので、そういった関連も含めてご理解をいただければありがたいと思っております。

○11番（山岸国夫君） 終わります。

○議長（齋藤邦夫君） これで、11番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

続いて、5番、中野大徳君の一般質問を許可します。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） それでは、通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項1としまして、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税はご存知のように地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して、格差是正を推進するための新構想として2008年に創設されました。只見町の取り組みについて二つお伺いします。1、これまでに町が取り組んできた実績。2としまして、実績を踏まえた今後の町の考え方について。

大きな2番としまして、歴史の道八十里古道の現状と今後の取り組みについて。現在、八十里古道については懸命に取り組んでいらっしゃるかと認識しております。今年度の計画と将来の見通しについて質問いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） ふるさと納税について。町が取り組んできた実績についてであります。町ではふるさと納税を平成20年度より取り組んでまいりました。また、平成26年度より、ふるさと納税のポータルサイトであるふるさとチョイスへの掲載を開始いたしました。その後、寄附金のクレジットカード決済の導入や、国の制度改正、返礼品への只見産コシヒカリの追加を行い、平成27年度は件数514件、1,144万7,126円の寄附を受け付けたところであります。今後の町の考え方ではありますが、昨年度の寄附件数の大部分が、只見産コシヒカリとなっておりますので、本年度についても引き続き、返礼品としての只見産米の提供に向けて関係者と協議を図ってまいりたいと考えております。その他の返礼品については、自然首都・只見伝承産品等を提供しているところでありますが、数量の確保が難しい産品もございますので、返礼品目の種類を増やすなど充実を図ってまいりたいと考えております。一方で、昨日の一般質問でも新国議員からご提案がありましたように、魅力ある使途を明確にする手法も検討してまいります。

歴史の道八十里古道の現状と今後の取り組みについて。現在の八十里越道は新潟県三条市の旧下田村から魚沼市の旧入広瀬村を通り、本町の叶津まで続いております。八十里越道につきましては本町に三本の道があります。天保14年の古道と、明治13年に改修された中道、そして明治27年に改修された新道であります。そのうち、新道については平成8年に

文化庁歴史の道百選に選定されておりますが、その歴史的、文化的価値がややもすると忘れられがちな現状にあると認識しております。本町といたしましては、新道を三条市、魚沼市と連携し、国指定史跡となるよう関係機関と協議を進めてまいります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ふるさと納税につきまして再質問します。

ふるさと納税という言葉を書き聞きますと、今日の新聞にも出ておりました。これからお話するの、ここ2・3日の各経済新聞等、民報新聞等の情報でございますけども、ご存知のように今日の新聞には、湯川村が半月で4,600件を超えていると。月100件ペースで申し込みを受け付けておると。うれしい悲鳴が、という記事でありました。限定、湯川の場合は1万俵ということでございます。ちょっと先ほど、課長にお伺いしたところ、只見の全量の米の生産量、全袋検査、今行っておりますので、そうしますと大体約、只見町3万4,000俵の米が獲れる。そのうちの限定で1万俵でありますから、3分の1の、只見の生産量の3分の1の米が、もう既に予約で埋まろうとしている実態でございます。さらには、今度の振興計画の中には、高収益で高付加価値の農業の展開というタイトルの中で、只見ブランドを活かした売れる米づくり対策。効率的な財政運営の中にはふるさと納税制度の積極的な活用と返礼品の充実ということを高らかにうたっておられます。しかし、今の実績報告を受けましたが、お米で伸びはしましたけども、1,000万ぐらいの寄附であるというのが今の只見町の現状であります。今、この昨今賑わしている新聞を担当課長見られまして、これは只見の町が、2000年からスタートしまして、出遅れた感といいますか、もっと早く取り組めばよかったとか、どういった認識をお持ちでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ふるさと納税についてですが、今年が、先ほど町長からもありましたように、1,140万余り、寄附件数にして、平成27年度、514件でございます。それまでは十数件、二十数件、三十数件ということで、金額も100万代、200万代、300万代を推移しておりましたので、それから比べれば、一挙に件数からいえば20・30件だったのが510件になり、200万から300万であったのが1,100万になったという大幅な伸びは示しております。あとは寄附いただける方の地区も見えますと、従前は北関東中心だったんですが、今は北海道から沖縄まで、ほぼ日本全国多くのところからお寄せいただいているということを感謝申し上げたいと思います。

あとはスタートするにあたって、当初、そういったご提案もありましたが、どうしてもふるさと納税とといいますと、町出身の方が地域のことを想って、町のために有効に使って下さいというイメージでございました。ですが、最終的に町長が判断されて、ふるさと納税を返礼品を使ってやっていこうということになりましたので、出遅れ感かどうかは、それはちょっと、私の口からは言いにくいことではありますけども、少なくとも出だしたというふうには思っております。それで、金額的には、片方、億とか、何十億というところありますから、それから比べれば1, 100万、まだまだ少ないんじゃないかというふうになります。結局、過当競争になって、高額なものをやったり、もしかすると、只見町の、自分の町じゃない、よその地域のものをお返しするとか、いろんな弊害があって、総務省のほうからも、あまりにも熱を帯びすぎたということで、うちの町もほとんど1万円の小口の場合に4, 000円相当お返しするというでスタートしましたから、圧倒的に1万円の方が多いです。でも、中には何十万という方もいらっしゃいますけども、ですから、それをもう少し、正直申し上げて、何十万、何百万のやつをつくらうって観光商工課のほうと打ち合わせをしていた矢先に総務省のほうから、ちょっと待ったという話があったんで、それでもやってる地域もあります。そういった意味では、素直なのかもしれませんが。それでちょっと自重した経過はあります。やっぱ今後は、地域に関心を持ってもらう、午前中もU・Iターンのお話もありましたし、やっぱり金額のこと、あと地域を知ってもらう、ファンになってもらう、いろんなこれからの町の振興を図っていくうえでの大切な足掛かりといたしますか、ご縁になると思っておりますので、ご意見をいただきながら、その充実を期して行って、町の振興、先ほど振興計画のことも言っていましたけども、そういったものにしていけるように取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 課長おっしゃるとおり、その景品の過当競争。これは僕も、よろしくないとは認識しております。先般あの、たまたま、南会津町の議員であります。あそこ行って来たかと、たまたま、僕、米作ってることわかりますので、どこだやと、27年の行政視察で長野県の阿南町というところに行政視察に行かれたそうです。その行政、委員会の報告書、見てみろということで見させていただきました。ふるさと納税の仕組みを研修に行かれたと。これはあの、たいした、言っちゃ悪いですが、おいしい部類には入らないような、あなんの誉という、要するにブレンド米でありますけども、きっかけは、これを早く始めま

したけども、きっかけは米なんか喜んでもらえないだろうが、農業者が、例えばお盆の頃になると、自己保有米が余ると。それをなんとかしてほしい。それを景品にしたのがきっかけだそうです。現状は、平成25年が6,015俵、26年、7,630俵、27年が7,197俵。この量は町の米生産総量からみると、2億円の返礼が限度であるということでございます。何故、こんなに伸びたかということでございますが、これは、まず、PRにあったという報告でございました。役場職員関係でありましようけども、1班6人編成で課長を中心に6班で東京に行って、1泊2日で保育士、保健師、一般行政職など、今後の班編成で新聞社、官公庁に1万6,000部のパンフレットを配り、PR活動を行ったと。去年は8,000部ということございました。これが、たまたま、自己保有米が余って、そして、普通であれば、もう新米もすぐできるし、家に置けば古米となってしまっとうしようもない米から始まって、そしてなんとかしようということで、これをお礼につけて、そして翌年、始めた翌年には、申し込み受付開始が27年の6月16日の10時と連絡を通知したところ、6月17日の午後3時頃にはもう予定数量に達してしまったと。26年に寄付した人は3割だけだったそうです。そのほかは全部リピーターだそうです。そして、お詫びの対応に追われてしまったと。これは、農家から見ると、町から見ても、町会計からの持ち出しもありません。農家は全農より高値で販売でき、11月に全額農家に支払うことができる。仮渡金から約一年後の精算金を待つ必要もない。町には納税額全てが経済効果となるため、納税者、農家、町、全てにメリットがあるということでもあります。思うんですけども、景品を考える。でも米に関しては、今、世の中、TPPの問題とかある中で、これは只見町にもひとつもハンディキャップはないと僕は思ってます。現に景品の競争でなくて、福島県の今回のふるさと納税のトップは湯川町と飯舘村でございます。3億ずつであります。約。飯舘村は何の景品もございません。避難区域ですから。ですが、あそこはみんなで飯舘村を助けよう。要するに、今回の熊本地震ございました。ふるさと納税を介して集まった金額、近隣市町村含めて163億円だそうです。ただ単に、ただ単にですよ、地震で、みんなで助けよう、いろんな基金の募り方あります、応援の仕方ありますが、ふるさと納税を介した金額だけで163億円が現在集まっている。この人らは景品、関係ないですよ。ただ、景品をもらうことによって、さらにその市町村が潤えばということで集まってる金額だそうです。ですから、先ほど課長、景品の開発も、今までの質問の中にもありました。伝承品の開発。それから、僕は、その景品といいますか、御礼は、やっぱり、当然、米も必要でしょうが、現

にあるもの、例えば、極端な話をしますと、三石屋さんの玄米パンとか、そぼろパンとか、その地元で循環しているものであれば、私は何でもいいのでないのかなと思っています。ですから、新しい商品を開発するのも確かに大切です。開発して、道人君もやってますマトンケバブもあります。そういったものを、とりあえず、試してみることは大事なことなんではないかなと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 先ほどの27年度のふるさと納税の返礼品の内訳見てみますと、只見産コシヒカリが全体の44パーセント。それから、南郷トマトジュースのパックのやつが22パーセント。これで二つで3分の2になります。3番目に栃餅が一桁ですから、あとはみんな一桁ですから、やっぱり、今、議員おっしゃるように、只見産コシヒカリと南郷トマトのジュースだけで全体の3分の2になるということは、議員おっしゃったことがまさに、納税される方もほぼ同じような感覚を持っていらっしゃるのかなというふうに思っております。昨日でしたか、4番議員からも、伝承産品のこともありました。伝承産品は伝承産品としての価値はあると思っておりますけども、やっぱりその後の流通管理といいますか、販売管理といいますか、様々なもの含めた時のいろいろなご提言を昨日いただいたというふうに思っております。そういったことも含めて、やっぱり考えていかなければいけませんし、先ほど言われた、三石屋さんのパンとか、大変、この前のイベント前にも持っていきましたが、大変、東京の方にも大好評でございました。そういったことで、そういう良いものは町内にいっぱいあるというふうに思っておりますので、そういった考え方を大事にして、全体的な検討をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ありがとうございます。

それで、今朝、ちょっと、只見のふるさと納税を、例えば僕が第三者でしようと思った時に、当然、今、パソコンからたぶん、皆さん入られると思う。なんかこう、入りにくいといえますか、当然、只見町のホームページから入っていくわけですけども、その入りやすいところは、もうふるさと納税だけでポンと出てくる。それから、町を引けば、その下にもう1行、ふるさと納税に関してというあれが出てくる。そういった状況でございました。そして、これは只見でもやっていらっしゃいます。寄附をいただいた皆様、承諾された方のみ掲載と。これは各市町村でも非常にやっているところが多いんですが、これは大変良いことだなと。

ただ、残念に思ったことがあります。それは、ふるさと納税をするときに、5項目、チェック入れると思います。1番目、ブナを核としたまちづくりに賛同していただける方。2番目、雪と共存するまちづくりに賛同している。3番目、次世代を担う子ども達の教育充実に賛同している。(4) その他の事業。(5) としまして指定なしということで間違いありませんよね。近くの十日町、ちょっと見てみました。応援メニュー。11項目あります。まず、これは具体的で非常にわかりやすい。雪まつりや雪を楽しむイベントの開催に賛同している方。非常に具体的であります。それから2番目。これも夏のイベントとしてやっています大地の芸術祭というのがあります。これに寄附なさる方。これが一番、今件数が多いです。3番目は障がい者、高齢者。4番目、子育て。5番目、道路、自然環境、スポーツ。どんどんあります。最後に市長にお任せというところもあります。これは、納税していただける方にとっては、非常に、なんていうんですかその、親切かなと。只見町よりはですよ。よりは親切かなと感心しました。これを今度その次のページを開きますと、その実態が写真で出てまいります。雪まつりはこういうイベントですよ。それから芸術祭はこういうイベントですよ。これもまた納税者にはわかりやすいと。それで、宣伝はこのぐらいにしまして、このぐらい、一つはあれです。アピールをもうちょっと工夫できないかなと。

次に、使い方の話をちょっとしたいと思います。当然、ここにチェック入れた只見町に、例えば、1番にチェック入れた方は、ブナを核としたまちづくりにチェック入れた方は、具体的にはどう使われているかはわかりませんよね。それは調べればわかります。下に出ますから。事業の概要が。備品の整備事業であると。ブナセンターの備品に整備しましたよと。図書を購入しましたよと。次世代を担う子ども達の教育充実に係る事業にチェックされた方は、只見あしながおじさん事業にこれだけ使いましたよと。介護にチェック入れた方はこぶし苑の備品等にこれだけ使いましたということでございます。ただ、この前の、三日前の日経新聞でございます。一部、ユニークな使い道もということで、当然、ご覧になったかと思えます。北海道、上士幌町。今まで議論ありました。保育料を10年間無料化。高校生までの医療費を無料化。これが北海道の上士幌町のユニークな使い方。山形県の天童市。第3子以降、保育料を無料化。それから富山県の氷見市。ハンドボール中学全国大会の運営費。岐阜県、池田町。これ、ちょっとうちにも当てはまるかなと。ローカル線養老鉄道の運営費。これにふるさと納税を使っていらっしゃる。宮崎県、放課後児童クラブを5箇所設置したと。長崎県、小学校の教材用にタブレットを配布したと。そうしますと、将来的にこの

ふるさと納税というものが、只見町、只見線全線復旧運動の基金と、中には只見線、今止まってんだから、運動のために使ってくださいよというふるさと納税のあり方も考えられるんじゃないでしょうか。基金は基金であるから、そっちで寄附してくださいよということになるのか。将来的には今、質問出ました、例えば、給食費無料化。これに使ったっていいわけですよ。極端な話。ふるさと納税をですよ。ですから、原資があれば、もっと最初によく情報をキャッチして、これだけ宣伝効果があるところは何億も入っているんですから。そして、例えば、例えばさっきの話ですけども、ふるさと納税で只見の小中学校給食費無料化になりましたと。これがもし、もしというか、マスコミに流れれば、これまた只見という名前が、ああ、あそこはユネスコエコパークにもなって、一生懸命、ふるさと納税を活用して、子育てにも一生懸命頑張ってたんだという評価が得られるんじゃないかなというふうに思います。あるところのキャッチフレーズは、あなたの寄附で地域が動き出しましたと。実際にこれ、1件あるんです。これ1件だけ、ちょっと、紹介します。これ、先ほど言った、北海道の上士幌町です。これは、寄附金を財源に保育所と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園を一部無料化して開設した。減少が続いていた人口が2月から5月の4ヶ月の間で40人増えたと。地域のあれもあるかもしれませんよ。行ったことないからわかりません。町の担当者は、昭和時代に人口が減り始めてから、初めての現象と驚いていらっしゃるそうです。同町は16年から10年間、認定こども園の保育料を完全に無料化する予定だと。これはやっぱり、少ないかもしれませんが、大変な、これは、ふるさと納税の成功例であると。ですから、振興計画にもありますように、強化していく、効率的にやっていくんだと。財政、先ほど町長おっしゃいました、給付型・扶助型はどうのこうのとか、でもこれは、考えてみますと、町のアピール、宣伝。これによって左右されますよ。優秀な職員が一生懸命考えて頑張れば、1億でも2億でも10億でも稼げるようになりますよ。これは将来。新たな財源になる可能性も秘めているという記事も一方ではございます。ですから、先般、おしらせばんで、頑張る農業を応援します、そういったタイトルで、給付型の出していただきました。これは、頑張る町は国は応援しますよと。どんどん稼いでくださいと。私はそういうふうに受け取っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 前段、町長の前段、話をさせていただきたいと思います。

本当に今、議員おっしゃっていただいたこと、大事なことだと思います。いわゆるクラウ

ドファンディングっていうことで、例えば猫とか犬の、ペットの殺処分をゼロにしたいということで、クラウドファンディングでそういったのが、いろいろ広がってますけど、それを今度、段々段々、ふるさと納税にそれを移してきたと、今、最近、そういう時代になってきたなと思ってます。一時の過当競争気味の返礼品じゃなくて、今、議員おっしゃるような形に変わってきているなと思ってます。ですから、福岡のほうでは、例えば、小っちゃい町が大きなところと合併しちゃったと。焼却場が小っちゃい町、なくなっちゃったと。大きいところに持っていかなくちゃいけないと。ごみを燃やすのに。そうなる大変だということで、それを同じようなふるさと納税で、ごみを27に分別して、ごみを少なくするとか、そしてその町の負担を減らすとか、そういう様々なその政策に関与するようふるさと納税が最近増えてきているというふうに、議員おっしゃるようになっております。ですから、今まではあの、まず返礼品が只見ないじゃないかと。返礼品を作って、当時は10番議員でおられませんでしたけど、目黒議員から、いくらぐらい考えているんだと。とりあえず500万ですって。1,100万になったから、良かったかなと思ったら、次の段階は今、議員おっしゃるような時代にもう既になってるんで、やっぱり今おっしゃったようなこと含めて、やっぱり今は志っていうか、まちづくりに対して共鳴される方が、そのふるさと納税をしていただくという時代になりつつあるというふうに思ってますし、それがお金だけではなくて、足運んでいただいたり、そしてゆくゆくはUターン・Iターンとか、いろんな新たな産業をつくるとか、今は考えられないことですが、人のつながりがどんどんどんどん広がっていく可能性が秘めておりますので、まったく議員おっしゃるとおりだと思いますので、それは検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい。（指名）

○5番（中野大徳君） 景品に関しては、例えば、なんですか、千葉のほうでは換金しやすいようなものとか、そういったものは例えば納税者が、お金持ちの人が受けとって、さらにそれを換金するとか、二重にお金持ちばかり儲かるような、その辺にクレームがついているようなところもあるようです。景品について、ちょっとこれ、自分、思うんですけども、例えば、例えばですよ、宿泊施設の宿泊券。これはもらった人が来ないと使えないわけですよ。あげたって、誰かしら来ていただける。只見に足を運んでいただける。それから、もう一つ、どこかであったのは、例えば会津若松間、小出間の乗車券。これはあまり、なかったそうですが、これはあの、今、例えばの話をしてました。青森県のほうでは、そのなんとか鉄道の乗

車券とか、そういったものもあったみたいです。ただ、今、こういう状況であれば、私はやってみる価値もあるんでないかなというふうに思っております。ですから、やっぱり、これはアイデアひとつで、今、なかなか、給付型とか、あれの、補助金の奪い合いのような格好になってますけども、これは確実に、今のところはうまく機能していくんじゃないかと僕は思っておりますし、ブームかもしれません。でもブームだったらブームのうちに稼いだほうが、というのが僕の考えであります。ブームに乗り遅れて、指くわえて見てるようなことはしたくありませんので、是非、取り組んでいただきたいと思います。ふるさと納税のほうはそういうことをございます。

一言だけ、じゃあ、ふるさと納税終わります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろいろ事例を含めて、ふるさと納税のあり方、おっしゃっていただきましたありがとうございます。

実は私も、このふるさと納税、当初、スタートした時、ちょっと、どうなるのかなという、一つ、非常に疑問視していたところございます。今言ったような返礼品のあり方は、いずれ長続きしないぐらいの高を括っていたところがあって、でも今、改めてふるさと納税が設置された、当初の総務省の意思に従った形での事業や施策に活かすという、こういった本来のあるべきふるさと納税の姿が今、一番、認められ、また納税する方々にとっても受け入れやすく、そういった形で成されているということ自体が、非常にありがたいなというふうに思います。ですから、縷々、おっしゃっていただきましたけれども、少なくともブームとか、云々とかじゃなくて、真にその制度の活用を、地域の振興に、只見町の振興に繋げていくという形での施策と連携した中で、事業とか何かにうまくマッチングさせてですね、これはあの、4番議員からも言われたことでもありますから、本当にあの、工夫に工夫を重ねて、今、議員がおっしゃったような趣旨を活かしながら、なんとか良い形の中で展開ができればということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 大きな2番。歴史の道八十里古道。これ、古道って言っても、回答ではわかっていただけたみたいで、今、歩いている道のことをございます。これは、平成34年、国指定の文化史跡を目指すということで、今一生懸命やられていると思います。口酸っぱくなるほどいつも言いますが、暫定供用が早いのか。この指定が早いのか。私は平成

34年には国指定になるんだと地元の人にも説明しております。是非、特別な課題がない限り進めていきたいと願っておりますので、進捗状況をお聞きしたまでですから、一言だけお答えいただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） こういったところで八十里越についてご質問いただくことは、私達の伝統文化、そういったことに町民の方、あるいは町外の方に意識を持っていただくという意味で、本当にありがたい機会だと感謝申し上げたいと思います。

今ほど、国指定の時期の話がありました。これにつきましては、町長答弁にもありましたように34年目途に全力で進めていきたいと今思っております。暫定が先か、国指定が先かということで、酒井課長に負けないようにですね、教育委員会のほうも頑張っってやっていきたいというふうに思っております。それにつきましても、今回のこの国指定の動きは、私ども只見町からこの考え方を町長を中心に発信しまして、その動きに三条と魚沼市が、勿論、町長も直接行かましてお願いをして、やりましょうということになっておりまして、一番大事なその3市町が連携するという絆はしっかりと今できておりますので、この7年後を目指して進めていきたいというふうに思っています。

若干、ご質問の中で、今年度の計画と今後ということがありました。概括的には町長の答弁のとおりなんです、今年度につきましては3点考えております。一つは、現況の調査あるいは視察ということで、7月と9月にですね、現場の、県の文化課とか、あるいは国の文化庁とか、そういった方と一緒に現地の視察をしたり、あるいは現況がどうなっているかという調査を私ども教育委員会中心にしたいという動きがひとつあります。それから二つ目は、こういった国指定に向けて史跡をどう整備していくかという専門的な知見も必要になりますので、検討委員会をですね、3市町で連携しながら、検討委員会を今度の1月ですので、29年の1月までには連携を取りながら、中には共通するメンバーとそれぞれの市と町が固有のメンバーが出てくると思うんですが、そういった中で検討委員会を立ち上げたいと。それから最後、三つ目は、やはり啓発ということで、昨年度から始まりましたこの八十里越についてのリレー講演会を、今年度、只見が当番で10月に今予定をしております。そういったことで、今年度の計画ということになります。それから、質問の中には今後ということでありましたが、ゴールについては町長答弁のとおりであります、そのゴール、7年後に向かうために、二つの要素があります。一つは何と言っても現地の現況調査をしっかりと

う状況であります。そうしますと、そこの中にいろいろな遺構とか、史跡とか、そういうものがありますので、そういったものを調査をするという状況がひとつあります。それからもう一つは、そういった調査、価値あるものがいろいろなところから出てまいりますので、それをきちっと史跡として整備をしていくというのが7年間の中の後半に入っております。それをやっていきますと34年にはしっかりと国指定に向かうという日程で進めたいと思います。よろしくご協力お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） これから4年間、一年に一回は進捗状況をお聞きすると、自分が心に決めましたので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

暫時、休議いたします。

15分の休憩をとります。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時55分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第51号 只見町の野生動植物を保護する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第51号 只見町の野生動植物を保護する条例を説明い

たします。

前文といたしまして、只見町は豊かな自然環境を有し、それを拠り所とする多種多様な野生動植物が生育・生息しています。私たち町民はこのような野生動植物を含めた生態系、自然環境の存在によって日々の生活が支えられています。そうした意味で自然環境や野生動植物は地域住民の共有財産あるいは資源であり、保護・保全に取り組むべき対象となります。という書き出しでございます。中ほど、割愛いたしまして、ここに私たちは、町、町民、事業者及び来町者が一体となり、町の豊かな自然環境とその貴重な構成要素である野生動植物とその生育・生息場所の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指すことを決意し、この条例を定めるものとします。というのが前文でございます。

第1条もほぼ前文と同じような目的、趣旨でございます。

第2条がそれぞれ用語の定義をここで書かせていただいております。野生動植物とは、絶滅危惧種とは、ということで、国及び県が公表するレッドリストというように定義を第2条で述べております。

第3条が町の責務でございます。これが次のページまで第3項まででございます。まず第1項といたしましては、この条例の目的を達成するために基本的かつ総合的な施策を策定するように努めると。そして、これを実施するということでございます。以下、第2項につきましても保護・保全に努める。3項につきましても理解が深まるよう啓発に努めるという責務が書かれております。

第4条が町民、事業者及び来町者の責務でございます。これにつきましては保護・保全に努めるとともに町が実施する施策に協力するものとするというふうになってございます。

第5条が絶滅危惧種の取り扱いということで、それぞれの危惧種の個体及び個体群、生息場所の保護。そして、捕獲。そういったことのないように、悪影響を与える活動を控えるように努めるというものでございます。

第6条がその指定と取扱いということで、第4項までこのように定めてございます。

第7条がポイントでございまして、大量捕獲等行為の禁止でございます。これはあの、(1)から(3)までを除いて大量に野生動植物を捕獲する、捕獲等をする行為は禁止するというものでございまして、(1)につきましては町民が慣行的に捕獲等をする場合。これは除きますよと。あとは(2)といたしまして、農林漁業に大きな被害を及ぼし、または及ぼすことが確実である場合に、その被害を防止するために捕獲等をする場合。こういったのはやむを

得ないということです。(3)といたしまして、今ほど申し上げた二つに掲げる場合を除くほか、公益上の事由により町長が特に必要と認めた場合。この三つにつきましては大量捕獲行為等の禁止にはあたらないと、例外規定を述べてございます。

第8条が保護・保全措置でございまして、そういった不法な捕獲等に際しては、当該行為者に対し警告するとともに監督機関に通報しなければならないという規定になってございます。これが3項まで、次のページに繋がります。3項は町民事業者及び来町者は、それぞれ保護・保全措置に対して積極的に協力することに努めるというものでございます。

第9条が野生動植物保護監視員を置くことができるということで、監視員は公認ガイド、町公認自然ガイド、町長が特に必要と認めたものに委嘱することができるということでございまして、その責務といたしましては野生動植物の保護・保全のために町と協力し、巡視、指導、助言を行うことができるとしております。

第10条が野生動植物の保護基本指針の策定ということで、基本的且つ総合的な方針を定めるものとするとなっております。

第11条が基準の策定でございます。この基準を町長が定めるものとするということで、第2項に具体的に(1)から(4)まで、捕獲等に関する事項。生息地、生息場所に関する事項。町指定の貴重野生動植物の指定に関する事項。その他、町長が特に必要と認めた事項。こういった事柄を、基準を決めるということでございます。

そして第12条が今ほど第11条で決めた基準を遵守するというところでございます。

第13条が援助等ということで、技術援助、経費の一部を予算の範囲で助成すると。

第14条が雑則でございまして、この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めると。

第15条。これ、それぞれ両常任委員会のほうに説明させていただいたおりに、また町民説明会をさせていただいたおりに、倫理規定だということは基本、分かるけども、何らかの罰則規定ということ盛り込まないと、その実効性が非常に疑問だということが多くありましたので、ここでは刑事罰の科料ではなくて、行政罰の過料、いわゆる過ち料とっておりますが、第15条で第7条第1項の規定に違反した者ということは、先ほどの例外規定を除いて大量捕獲等行為をした人、者は1万以下の過料に処するというところで、第15条に罰則規定を設けてございます。行政罰でございます。

この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上、条例の提案理由を説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） これあの、委員会説明あって、よく分かっておったつもりなんですが、一つだけ確認したいことがあります。動物と植物を示して野生の動植物ということですが、その動物の、あるいは野生の動物については、これはあの、動物界全体を指すんでありましょやうな。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 動物というと、だいぶ範囲が広がりますけども、本当にちっちゃな水生昆虫から、この前発見されました、タダミハコネサンショウウオであるとか、いろんな、動物といっても、動くものも爬虫類とかありますけど、そういった意味でございまして、それをまたもう一度、保護基準の中にその辺をしっかり基準で設けるという考え方でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1 番、酒井右一君。

○1 番（酒井右一君） 基準で設けられるというお話ですから、基準をまた後から見せていただくことになると思いますが、俗にあの、ウィキペディアとか、そういったあの、いわゆる学術的といいましょやうか、そういう中で昆虫だとか、いろいろ指しますが、そういうふうな理解でいいんですよね。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私もあの、こういった動植物の見識についてはまったく、恥ずかしながら素人でありますけど、そういったあの、専門の方、関係者の方を含めて、今ほど1 番議員おっしゃっていただきましたが、繰り返しになりますが、その保護基準の中でしっかりその、何を対象とするか、どこを対象とするかということを決めていくということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

1 1 番、山岸国夫君。

○1 1 番（山岸国夫君） 9 条と1 1 条の関係について、9 条のこの保護監視員。これは私も自然案内人として登録して、自然の保護とガイド等務めてますけども、この間、それぞれの集落なんかでも、例えばあの、山菜監視指導員とか、不法投棄ごみ監視パトロール中だとか、

車に付けてね、やっているのも見受けられます。そういう点ではやっぱり、この条例に至る中での、例えば例として、フクジュソウ、春先の。あれを大量に近くの土手で採っていると。只見町民にしてみれば、普通の山野草ですけど、やっぱり都会の人から見れば、向こう持っていけば、一株5,000円とか1,000円で売買されるような代物ですから、その価値観の違いがあるんですね。だからそういう意味では、ここのところは監視体制、もっと目につくような形で様々工夫したほうが、いいかなというふうに思ってます。やっぱり幅広い町民の目で保護をしていくという角度。この条例の基本にも書いてありますけど、その辺、是非、取り組みをお願いしたいと思います。

それから11条のこの、それぞれ必要なものについて定めるものとなっておりますけど、1から4項までありますけど、どんな形になるのか、それをお答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今ほどご質問いただいたこと、とても大事な事柄だというふうに受け止めております。やはりあの、フクジュソウでも、本当に春になりますと、群生して咲くところもありますので、只見町内の方は春がきたなという印象で、快く迎えていらっしゃるんですが、やっぱり今年も委員会の中でも説明させていただきましたが、残念ながら盗掘されている方があったということでございます。関西地区のほうではⅠ種、レッドデータⅠ種になってますが、福島、東北はⅡ種で、若干その違いはありますが、いずれそういった絶滅危惧をされている種だということでございますので、町民の方々への、一緒になって勉強会といいますか、啓発、そういったこともやっていかなければなりませんし、保護監視員の方はその中でも特に町の公認自然ガイドであるとか、専門性が高い方になっていらっしゃるわけですから、そういった方々との、場合によっては講師になっていただくとか、ガイドも含めてお力添えをいただいて、広く、只見町民の方が、多くの方が、子ども達も含めまして、そこに勉強して、知見を広めて、認識しているという町になっていくような努力をしていかなければならないと思っておりますので、公認自然ガイドの皆様にも様々な形でお力添えをお願いしたいなというふうに思っております。

そして、11条の保護基準につきましても、先ほど申し上げましたが、そういった公認自然ガイドの方とか、例えばそういった専門性のある方に入ってきていただいて、只見町にとって、特に保護・保全する必要があると、国・県等の基準もございます。町もありますが、その辺を知見を集めて、有効性が発揮できるような保護基準、そして条例の運用に努めてまいりた

いと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 8条のこの警告するとともに監督機関に通報というところと、15条の、これは行政罰だと言いましたけど、この行政罰の場合には町が行政罰を課するという形の理解でよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 15条につきましては行政罰でございますので、町がということになります。

そして、8条に関しましては、9条でいうところの保護監視員の方を委嘱させていただいて、その保護監視員の方をお願いするのが、そのための巡視、指導、助言ということをここに、9条の第3項に、その役割を記載させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 舌足らずでした。 8条の監督機関。これはどこを指すのか、答弁をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 第8条でございますが、ここはあの、ここに、そのまま読みますと、町内の貴重な野生動植物の捕獲等について、さっきの第7条の例外規定と被りますが、町民の慣行的な捕獲等を除いて、そういった好ましくないことをしている者に対して、その中止を勧告することができるということございまして、その人に、当該行為者に対して勧告するということでございます。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。第2項でなくて、8条の第1項でございます。

すみません。それはそれぞれあの、国有林であれば森林管理署南会津支署でございますし、町有林であれば、当然、町ですし、入会地もございますし、そういったそれぞれの権限のあるところということになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

4番、新國秀一君。

○4番（新國秀一君） これから夏になりますと、ライトトラップという、光源を白い布とか白いものにあてて、虫だな、クワガタなどを採る方法があつて、只見でも昨今、あちこちで、

場合によっては見る場合もありますが、基本的にそのライトトラップを全面禁止するような、この条例になるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今般はあの、本日お願いしておりますのは、まず、保護条例という一番大事な条例を議会をお願いして、そして、例えば、保護監視員っていても、誰が監視員に選ばれるんだろうということになります。委嘱するんだろうとなりますし、あと保護基準っていても、どういう保護基準なんだろうということになります。あと保護監視員の身分の問題があります。単なるボランティアなのか。非常勤特別職、公務員なのかといういろんなことがあります。そういったことも含めまして、14条の中で必要な事項を定めるということになっておりますので、今般はこの目的に沿った、まず条例を町としてご理解いただいて、今ほど4番議員おっしゃった時期も含めまして、具体的な検討をして、早期に、委員会ではたぶん、年内というふうに申し上げたというふうに記憶しておりますが、その実施に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありません。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 今の4番の質問というのは、この7条に該当するものではないんですか。町内で次に掲げる場合を除き、野生動植物に対して大量に捕獲をする行為の禁止。ライトトラップというのはあの、動物を大量に捕獲するわけですが、それはこれにズバリ該当するわけじゃないですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私もそのように認識はしております。ただ、研究であるとか、様々なことがありますので、ここで完全に言い切ってしまうのは、素人の私が言うとは懸念ありますので、基本的には1番議員の理解と同じでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号 只見町の野生動植物を保護する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第52号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 議案第52号 只見町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

只見町税条例の一部を次のように改正する。第34条の4中の法人税割の税率について、100分の9.7を100分の6に改めるものでございます。どちらについても標準税率を用いて行っております。これにつきましては、国の法律改正に合わせて改正するものでございまして、法人税割の標準税率及び制限税率等が引き下げられることに伴う所要の規定の整備というようなこととなります。附則としましては、第1条として、施行期日は平成29年4月1日から。第2条としまして、町民税に関する経過措置ということで記載しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号 只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第53号 字の区域の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○農林振興課長（星 一君） 議案第53号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものとする。

なお、当該字の区域変更は、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとするというものであります。

こちら、具体的には、県営圃場整備事業中朝日地区の実施に伴いまして、道路の拡幅及び水路の新設によりまして、現在の字の区域について、一部変更する必要が生じたために今回、

議会の議決を経て定めようとしようとするものでございます。

具体的には議案第53号資料のほうをご覧をいただきたいと思います。こちら上段が上福井地区の換地区、下段のほうが黒谷の換地区というようなことになってございまして、ちょっと見難いんですけれども、字の区分けになっておりまして、赤線が新字界であります。点線が旧字界というような形でご覧をいただければと思いますが、わかりやすいところで、上福井換地区の表の中の②、例えば只見町大字福井字三日町の変更が、変更前の部分について、変更後、仲田にするということで、地図の中に②というところがあるかと思いますが、今まで仲田地区が点線で、三日町地区が点線が入っていた部分について、今回の字界で仲田地区に変えるというふうなことで、道路の拡幅、水路の新設によって字を変更しようというふうなものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 字の区域の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第54号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第54号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,807万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,807万4,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、第2表 地方債補正によるところでございます。

ページ、4ページをご覧くださいと思います。4ページ、第2表 地方債補正でございます。これがあの、起債の目的ということで、左側に辺地対策事業と過疎対策事業がございますが、すぐ隣の変更前はそれぞれ9,460万と5億7,780万でございましたが、右側の変更後に限度額を改めたいとするものでございます。それ以外の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

5ページが事項別明細書の総括になります。歳入では補正額でございますが、町税が増額となって国庫支出金が減額となったと。あとは繰越金の計上が主なものでございます。

6ページが歳出の一覧表になっておりますのでご覧くださいと思います。

それでは、早速、中に入ってまいります。7ページ、歳入でございます。

町税につきましては固定資産税が1,405万3,000円ということでございます。これにつきましては大規模償却資産が年々、2,000万から3,000万ほど減少するという状況でございますが、今般、施設の整備がございましたので、その減額幅が半分ほどにおさまったということで、結果、減額には変わりございませんが、当初、3,000万ほどの減額を見込んでおったものが、そういったことでは半分ほどになったということで、結果、予算上は増額のような形となります。それから町税は軽自動車税の増額でございます。

国庫支出金でございます。これは地方創生推進交付金ということで、それぞれ、総務費、児童福祉、土木、教育関係での予算となっております。歳出との関連がございますので、歳出の中で申し上げます。

8ページ、県支出金でございますが、民生費と農林水産業の県補助金につきまして、右側

の説明欄にございますように、地域包括ケアシステム並びにふくしま医食同源の郷づくりと
いうことで、これも歳出予算の関係がございましたので、それぞれ担当課長から説明をさせて
いただきます。

基金繰入金ということで、子育て支援・少子化対策推進基金700万円をここで繰入して
おります。

繰越金は行政諸報告で申し上げましたが、その報告に基づきまして、今般、5,910万
2,000円を繰越とするものでございます。

諸収入、雑入でございます。726万円の増額となっております。内訳は物件移転補償費
が476万円ですが、これは国道289号黒谷地内の水道、消火栓、集排施設の補償費でご
ざいます。施設の減耗もございましたので、減耗率を見たらうえで476万円の物件移転補償費
でございます。コミュニティ助成事業助成金につきましては、除雪機1台ということで坂田・
布沢地区に配備になるものでございます。

町債は先ほど申し上げました地方債補正との関係がございまして、620万の増額でご
ざいます。

歳出から…

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

順次、お願いします。

○総務課長（新國元久君） それでは10ページからの歳出になります。

款の1、議会費からご説明を申し上げますが、その前にあの、各款・項・目。そして以後
の特別会計にも関係のある点、冒頭申し上げさせていただきたいと思います。

今般、4月の定期人事異動に伴います人件費の補正、お願いをしております。給料、職
員手当等、共済費等でありますが、これはあの、3月に当初予算を編成させていただいて、
特別委員会で審議をいただきました。その折の想定は現有の人員配置での予算の想定をさせ
ていただいております、その時点でのものを見込んで予算化をお願いをしております。
今般、4月、人事異動に伴いまして、人員の配置、確定をいたしましたので、それに伴いま
す給料、職員手当、共済費等の補正を、今申し上げました各款・項・目、あるいは特別会計、
人件費のある特別会計におきましてはお願いをしておりますので、冒頭、申し上げさせて
いただきたいと思います。

まず、議会費から具体的に個別の説明をさせていただきます。職員手当、共済費についま

しては、今申し上げましたとおり、職員の実際の異動はございませんでしたが、職員、共済費。これ、標準報酬月額等の見直しによりまして若干の変更が出ます。そして、負担率の変更もございますので、そういった部分での変更をお願いをしております。交際費であります、今般、議長交際費といたしまして5万円お願いをいたしました。これあの、当初想定をした額ございましたが、4月から5月にかけて、特別功労者、お亡くなりになった方がお二人出たということで、今後の不足の見込が生じたということで増額の補正をお願いするものであります。

続きまして、款の2、総務費であります。目は1、一般管理費になりますが、給料、職員手当、共済費については今申し上げました人事異動に伴いますものでございます。11ページの上段になりますが、補償補填及び賠償金ということで1万円、今般、お願いをしております。これはあの、説明にございますように、再年調に係る延滞税等ということでございますが、具体的に申し上げます。町の職員、所得税を源泉徴収ということで税務署に納めております。そして、年末調整ということで年末に一年分を清算をし、年の所得税額を確定するという作業がございます。これにつきまして、平成26年分でありました。26年分でありましたが、年末調整の誤りが27年の年末調整後に発覚をいたしました。その誤りについては、適正な形となるように、税務署の指導を受けながら再度の年末調整ということで処理をさせていただきました。その結果であります、事業者として26年分が27年、そして現在、6月であります、処理が3月頃になったということで町として延滞税を支払う必要があるということで5月になりまして税務署から通知と指導がございました。納税者本人であります個人にはそういった延滞等の義務は発生しないけれども、事業者としての義務は発生するという内容であります。当時の担当職員含めまして、職員にはこういったことのないように指導申し上げましたので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。一般管理費は以上のとおりであります。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、11ページ。総合政策費でございます。人件費につきましては、今ほど総務課長が申し述べたとおりでございます。13委託料3,000万でございます。これにつきましては、健やか発育・発達支援事業委託料3,000万でございます。これは一般質問等の中でも少子化対策・子育て支援のご意見・ご質問があったわけでございますが、今回はあの、保健福祉課のほうで策定いたしました只見町子ども子育て支援事業計画に基づく事業になっておりまして、3ページにも書いてございますが、一般質

問の中でも説明させてもらいましたが、保育環境の整備、子育て家庭を社会全体で支援するというやってきたけども、ということで、今般は国のほうで閣議決定して法律ができて、保育自体、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育と学校の総合的な提供をやっていくんだということが子ども・子育て関連三法の中で盛り込まれて、それに基づいて町でも事業計画を立てたという、ここがまず根拠でございます。今般、3,000万ですが、ここに財源内訳見ていただきますと、国県支出金1,500万というのがあります。これが2分の1補助になってます。これがあの、地方創生の交付金になっておりますので、新型交付金は補助率が2分の1でございます、3,000万の事業をやるのにあたって2分の1の国の交付金を充てると。あとは基金であったり、一般財源であったりを充てて財源確保を図っているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。負担金、補助金及び交付金につきましては、先ほど申し上げました除雪機1台分でございます。ユネスコエコパーク推進費につきましては64万8,000円。これは今ほど可決いただきました野生動植物保護条例に関する啓発用の看板、横断幕等を作成したいというものでございます。12ページにつきましてはブナセンター費でございますが、1名分、ブナセンター指導員をお願いしたいというものでございます。それから、そこまででした。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 続きまして、朝日振興センター費です。

修繕料として32万4,000円お願いしております。内容につきましては振興センター裏の駐車場なんですけれども、3箇所凹みができまして、非常に危険な状態になっておりますので、そちらのほうの修繕ということでお願いしたいと思います。

○町民生活課長（馬場博美君） 続いて、徴税費でございますが、徴税総務費につきましては職員の給与関係でございます。賦課徴収費につきましては臨時賃金の、冬期間、住民税関係の整理ということでお願いしております、臨時職員の賃金改定によりまして不足分が生じますので7,000円ほど増額ということでお願いしております。

続いて、13ページになりますが、戸籍住民基本台帳費でございます。こちらについては職員の給与関係でございます。

○総務課長（新國元久君） 13ページ、中段から下、統計調査費であります。給料、職員手当、そして翌14ページは共済費がございますが、これはあの、職員の異動によりまして人件費の補正をお願いしているものであります。

○保健福祉課長（馬場一義君） 続きまして、14ページ、中段から民生費になります。社会

福祉総務費でございますけども、職員人件費の補正。それから消耗品として若干増額をお願いしてございます。その次、老人福祉費でございますが、こちらは印刷製本費と委託料。こちらの予算の組み替えということで、事業実施にあたり、県の指導により予算の組み替えをしたいという内容でございます。次のページ、15ページにまいりまして、在宅介護支援センター費。こちら職員人件費の補正でございます。

それから児童福祉総務費、委託料、マイナスの1,600万。こちらは先ほどの総合政策費との予算の組み替えによる減額でございます。それから只見保育所費、次の朝日保育所費、次の16ページ、明和保育所費。いずれにつきましても職員の人事異動に伴います人件費の補正でございます。

17ページにまいりまして保健衛生総務費でございますが、こちらは職員の人事異動に伴う人件費補正。それから簡易水道の事業費分の繰出金300万といった内容であります。環境衛生費につきましても人事異動に伴う職員人件費の補正でございます。

○農林振興課長（星 一君） 18ページ、農林水産業費、農業費であります。2目、農業総務費は職員異動によるものでございます。3目、農業振興費であります。負担金、補助及び交付金490万円。補助金であります。医食同源の郷づくり事業補助金ということで、本年度、県で創設されましたこの補助金でありますけれども、こちらを活用して事業を行う団体等に対し、只見町農業振興事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するものであります。具体的には只見じゅうねん振興会、じゅうねん栽培を行っている生産組合でございますけれども、そちらに助成という形になりますが、県補助が2分の1でありまして、昨年、えごまの生産組合が設立されまして、さらに今後、転作作物、畑地の有効活用として有効であるということで、28年度から重点振興作物のほうに設定をさせていただきまして、町が上乘せ、2割を乗せました490万の補助をしようというようなものでございます。じゅうねん振興会の汎用コンバインの購入ということであります。農地費であります。負担金、補助及び交付金300万円でございますが、こちらの農業施設整備事業集落補助金でありますけれども、本年度、補助割合を拡充をして、当初予算で500万円の予算を頂戴をしているところでございますけれども、各集落からの要望が多くて、現在、ほぼ集落補助金の予算残がない状況でありまして、現在もすでに要望があり、また問い合わせも2集落からある状況でありまして、今回、300万円の予算増をお願いするものであります。28繰出金であります。こちら、集落排水事業特別会計への繰出金、事業費分でございます。

19ページにまいりまして林業費であります。1日の林業総務費。こちらにつきましては職員異動によるものであります。3日、林道費につきましても同様でございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きまして、商工費でございます。19ページの下段でございます。人事異動によります職員の給与、手当等が20ページに亘って記載になってございます。よろしく申し上げます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 20ページ、中段から土木費です。まず土木総務費は人事異動に伴う職員人件費関係でございます。21ページ、道路維持費につきましても委託料につきましては、橋梁補修長寿命化に伴う橋梁補修の委託料でございます。工事請負費につきましては、雪消え後の調査によりまして、早急に修繕しなければならないところが出てきておりますので、そのところの請負費を計上をいたしました。次に、道路新設改良費につきましては職員の手当。委託料につきましては道路改良計画をしております小林の橋場、上坪、田中地内の委託でございます。次に工事請負費につきましては朝日学校大畑線の入口の約50メートル区間の工事費でございます。公有財産購入費につきましては道路改良に伴う用地の買収でございます。朝日学校大畑線と田中地内でございます。補償費につきましては、物件移転の補償費につきましては、朝日学校大畑線の入口の2件の物件でございます。

次に住宅管理費につきましては社会資本総合整備交付金につきまして、国庫補助の交付がなされないということでの予算の組み替えでございます。

以上です。

○町民生活課長（馬場博美君） 続いて22ページの消防費、非常備消防総務費でございますが、こちらにつきましては職員の人件費に関わるものでございます。

○教育次長（増田 功君） 22ページ、中段から下、教育費でございます。事務局費でございますが、給料、職員手当、共済費につきましては定期人事異動に伴うものでございます。役務費でございますが、13の委託料。公営塾構築運営委託料に関連しまして、その塾で働く人を募集するための広告料になっております。公営塾構築運営委託料については総務省の外部専門家制度を利用しているものになります。主な内容につきましては、学力向上と地域学を高校生を対象に学んでもらうというものでございます。15工事請負費でございますが、福井の住宅、教員住宅車庫の地盤改良工事ということで、4月16日に工事のほう着工しておりますが、5月17日に平板載貨試験を行ったところ、基準以上の支持力がないということで地盤改良をするものでございます。修繕料について、需用費の修繕料については、スク

ールバス運行費ですけれども、足まわりの修繕になります。

23ページの小学校費。項の小学校費ですが、人事の確定によるものになっております。

続いて、24ページ、項の中学校費。こちらのほうも職員の異動に伴いますことと、あと賃金、単価が上がった関係での補正でございます。よろしくお願いたします。

保健体育費。体育施設費の修繕料でございますが、こちらのほう、町下体育館の照明の修繕と、野球場の照明の、簡易照明の設置。そして町下管理棟トイレの洋式化のための修繕費となっております。給食センター費については賃金の見直しによるものでございます。

以上です。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 予備費でございます。

今まで説明させていただきました予算を整理いたしまして、最終的に予備費1,178万4,000円を増額して予算を編成いたしました。

○総務課長（新國元久君） 25ページであります。給与費明細書であります。25ページは特別職の給与費明細。続きまして、次のページ、26ページであります。一般職の給与費明細。様々、人事異動の関係、ご説明を申し上げましたが、それが反映した表となっております。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 医食同源の郷づくり事業補助金。これ、委員会でもよく説明を受けたわけでしたが、もう少し聞きたいなと思ひまして、1点。この補助対象事業者が只見じゅうねん振興会ということでありますけれども、ここの団体に補助をする機械であるということで、この機械はこの団体がもっぱら使用する機械ということでよろしいですか。これ一つと、それから町内にじゅうねんを作付けられている団体、団体とっていいでしょうね。個人ではなくて団体で結構ですが、いくつありますかということと、もう一つはじゅうねんの柵付け面積はどれぐらいありますか。教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 使用者はじゅうねん振興会になります。それと、作付け者ということになりますが、じゅうねん振興会につきましては10名が現在、メンバーでありまして、作付けをされている方、畑については、ちょっとあの、詳しく、詳細はあの、なんてい

うんですかね、しっかりとした水田のような確認はできておりませんが、3町歩程度になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 全体のじゅうねんの作付け戸数。町内全体。この振興会の戸数でなくて、全体の戸数。

農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） じゅうねん栽培の農家数は30名程度。30名ぐらいでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうするとあの、いわゆる振興会に所属する10人は、もっぱらこの機械を使えるということです。ほかの残りの30名の方がおられるという計算になりますが、この30名の方はこの機械を使うことができないということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） えごまの刈取りを機械化をすることによって作業の効率化を図っていくということですので、同様に作付けをされている方についても、そのじゅうねん振興会で整備した刈取りコンバインを有効に利用して、さらにどんどん生産者を増やしていただきたいということの趣旨でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） そうしますと、とりあえず、えごまの只見じゅうねん振興会がこういった補助金を使いまして導入した機械は、えごまを作付けされているほかの方々も使えるということの確認でございます。そうしますとあの、せっかくの補助金で買った機械ですので、えごまっていうのは大変あの、栽培しやすいというのか、私も空き地いっぱい持っておりますので、そういった意味で是非、啓発をしていただきたいなと思います。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 1番議員おっしゃったこと、よく理解できますし、啓発、周知にも努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、目黒仁也君。

○10番（目黒仁也君） 1点お伺いします。

歳入の地方創生推進交付金。これはあの、2分の1補助というご説明でありました。これ、後から例えば交付税等の裏打ちといいますか、そういったことはあるのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 3月末に決まった地方創生加速化交付金は8,000万でしたが、国の補正予算で措置された加速化交付金は10分の10の補助率でした。それがあの、新型交付金で国の当初予算で措置されたものの補助率2分の1ということで、正直、補正予算が10分の10で、当初予算が2分の1なのかなと思わないわけではありませんが、国の制度上は2分の1で、交付税上の措置はありません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 7ページの町民税。固定資産税で1億4,000万。大規模資産で多くなるということの説明を受けましたけども、この関連で、町税の中で、先ほど町民生活課長が条例の一部を改正する説明ありましたけれども、議案の52号でございますが、この法人町県民税が今回、100分の9.7を100分の6に改めるということに、3.7パーセントの低い税率であるわけですが、当初予算は、当初予算は、100分の6で見込まれた、当初予算は私持っておりませんので、100分の6でとられたのか。9.7で予算化されたのか。だとすれば、今回、法人町県民税の町税の中に補正額が挙がるのが筋でないのかなというふうに感じたものですから確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほどの鈴木議員のご質問の法人町民税の関係ですが、先ほどの議案第52号のほうで申し上げた税率の改定につきましては、施行期日が来年の4月1日でございますので、今年度の当初につきましては今までどおりの100分の9.7ということで計上させていただいておりますので今回の補正には該当しません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） すみません。聞き漏らしたのか、18ページの農地費の300万は内容なんでしたっけ。すみません。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 農業施設整備事業集落補助金でございますね。こちらにつきましては300万円予算増ということで予算をお願いするわけでございますが、当初予算で500万円、予算を計上させていただいております、こちら、集落で行う農業用施設の新設改良補修にお役立ていただくというようなことの補助金であります。28年度より、小集落、旧辺地集落については7割助成から8割助成。通常その他の集落については5割から7割の補助率を拡充してございまして、すでに500万円の要望、実施が、当初予算の残額がなくなっておる状況でありまして、現在、他の集落ですでに一つの要望がありますし、問い合わせについても二つの集落からあるというようなことで、今後も想定されるということで300万円ほど今回予算を増額をお願いしているというような状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第54号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第55号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別

会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） まず資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○保健福祉課長（馬場一義君） それでは、議案第55号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

第1条としまして、既定の予算総額にそれぞれ233万1,000円を追加をして、歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,333万1,000円とする内容でございます。

予算の内容でございますが、まず歳入からでございます。5ページ、歳入の説明欄をご覧ください。いただきたいと思えます。まずあの、国民健康保険税でありますけども、例年、見直しがある際には国保税率改定の議案があるわけでありまして、今回、その議案がないということで、結論的には据え置きというような形で補正を組んでおります。今回、本算定によりまして、被保険者数等が最新の数字で補正を入れまして、医療給付分が279万4,000円の増額。後期高齢分、介護納付金分が減額という数字になってございます。それから退職被保険者等の国民健康保険税。こちらも本算定を行いまして、それぞれ若干の増額をお願いしてございます。それから国庫支出金。高額医療共同事業負担金でありますけども、今年度、金額の通知がありまして、増額といったような通知に基づいての補正でございます。次の6ページにまいりまして、こちらにつきましてはシステム改良を予定しております。県と町とのシステムの連携を図るためのものを予定しておりまして、その補助金を今回補正をしたいという内容であります。それから県支出金につきましては先ほどの国の増額と連動しての同額の補正でございます。それから繰越金。2万円増額ということで繰越金の補正をここで入れさせていただいております。

7ページの歳出にまいりまして、一般管理費の委託料であります。先ほどの国補助金。これを活用しまして、総合行政システムの運用の委託料ということでシステムの連携改修を行うということでもあります。それから款の7、共同事業拠出金。これにつきましては目の1、2、それぞれにつきまして、今年度の納付額が決定をしたということで増額をお願いしてございます。保健事業費の特定健診委託料の減額であります。こちらは特定健診の実績によ

りまして今回、減額をお願いしております。次のページ、8ページ、予備費17万6,000円の減額で予算の調整をさせていただきました。

続きましてあの、配付をさせていただきました資料に基づいて、冒頭申し上げました保険国保税率の改定がなかったという背景でありますとか、今の国保事業の運営状況。そういったあたりについての説明をこの場でさせていただきたいと思っております。

まず保健福祉課の資料でございます。国保事業の状況ということでありまして、上から2行目、今どうなっているかと申しますと、被保険者は減少をしていると。それから国保の税収も減少をしている。それから軽減世帯は増えていると。また一方、被保険者の高齢化が進んでいると。そういったこともありまして、一人当たりの医療費の増加が毎年進んでいると、こういったような状況でございます。1ページの一番下にも書いておりますけども、この会計、特別会計であります。加入者の医療費の支出状況に応じて歳出が変動してございます。それに見合った歳入を確保するというような必要がありまして、保険税収入が少ないからといって、なかなかその歳出抑制には繋がらないと、そういったような特性のある特別会計でございます。

次、2ページにまいりまして、こちらはあの、平成22年度からの世帯数、それから被保険者数、構成比というところであります。まず世帯数につきましては横ばい、ないしは若干の減少と。それから被保険者数。こちらも年々、減少をしてきておりまして、28年度見込み、1,084名と見込んでございます。全体の構成比は24パーセントということで比率のほうも下がってきております。下のグラフは今ほどの表を棒グラフに示したものでございます。

3ページにまいりまして、被保険者数。それから国保の税収額、医療費の推移ということでありまして、一番左、年度がありまして、その右、被保険者数、年度平均。21年度、1,575から減少してまいりまして、今年度の見込み、1,095人と見込んでございます。それからその隣の国保税収入額調定額でございますが、こちらにつきましては被保険者数の減少もございまして、それから軽減世帯の増加もありまして、保険税収入は減少をしていると、そういう流れでございます。それから右から2列目、医療費の計であります。医療費自体は27年度から28年度は増加の見込みを立てておりますけども、こちらはあの、そう大きな変動はありませんが、被保険者数の減少ほどは減ってはいないと、そういう状況でございます。一番右、一人当たりの医療費。一人に当たりに換算をしますと、今年度の当初予算の数

字で38万5,088円という、こちらは一人当たりの医療費がどんどん伸びていると、そういう状況であります。

それから4ページにまいりまして、国保の療養給付費等の推移ということでございます。左の上、療養給付費・療養費の一般分と退職分でありますけれども、こちらは被保険者数の減少のわりには横ばい、減少と、そういったような状況でございます。そのほか、ご覧のような傾向でございます。

次の5ページにまいりまして、国保の給付費支払準備基金。基金の状況であります。左上になります。平成25年度から27年度の基金の、介護納付金の額。こちらが3ヶ年合計で12億8,000万何がしといった金額になっております。これを3ヶ年を平均しますと4億2,600万円ほどになります。これの4分の1、1億668万8,434円。これが本来、保有すべき、基準となる基金の額ということで、このぐらいの基金の額は保有しているべきだと推奨しますよと、そういう基準でございます。それに対しまして実際の基金の状況であります。平成26年度末保有が8,823万円ほどでありまして、平成27年度中に積み立て、それから取り崩し、それぞれ行いまして、27年度末の見込が7,937万5,000円ほどになっております。基準に対しましてマイナスの2,731万3,000円というような状況でありまして、基準に対して2,700万ほど積立が少ないと、そういうような数字になっております。それから右下の南会津郡内の保険者の状況であります。他町村との比較ということでありまして、基金保有額についてはご覧の状況となっております。それを被保険者一人当たりで割りまして換算しますと、只見町としては一人当たり7万1,000円ほどになっております。桜枝岐が飛び抜けて特殊な状況であります。南会津、下郷に比べますと、それでも基金保有は若干多いと、そういったような比較でございます。

次のページ、6ページ、7ページであります。高齢者医療制度についての大枠の資料でございます。高齢者医療制度、後期高齢者医療制度といったものがスタートしておりまして、それに対して、その6ページの下段になります。前期高齢者に係る財政調整ということで、こちらはあの、65歳から74歳の高齢者の方の保険者間の調整を行う仕組みになっておりまして、65歳から74歳の方の約8割が国民健康保険に所属をしておられると。つまりはその大きな偏在が生じているということで、保険者間の負担の不均衡を是正をする仕組みになっております。調整前、市町村国保等83パーセントとなっておりますものが、調整後、一番下の棒グラフになりますが、帯グラフになりますが、協会けんぽ、健保組合。こういっ

たところの職域保険との調整を行いまして、37パーセントということで国保としての前期高齢者部分の負担を減らして調整をしている、こういったような仕組みになっております。それを詳しく説明しましたのが7ページのイメージとなっております、全体の全国平均に比べて、国保が飛び抜けて負担が大きいという部分を、協会けんぽ、健保組合、こういったところの調整をして負担軽減を図っているというような内容となっております。ここの部分、今回、資料を付けさせていただきましたのは、こういったような調整機能がありまして、この調整を行われるのが概算で行われて、2年後に精算を行われるということで、2年間のタイムラグがある中での財源調整という部分がありまして、この金額、その前期高齢者納付金という部分が交付金として出す年になる場合と、納付金として歳入になる年がそれぞれ出てまいります。今年度につきましては納付金が入ってくる金額が2年前の精算分で増えると。それが大体その、前年度比5,000万円増程度というようなこともありまして、そういった背景もございまして、今回の保険料据え置きに繋がっていると、これは一部の側面的な部分でもありますけども、そういったような状況でありますという説明をさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 続きまして、町民生活課のほうから国保税の算出関係について若干説明をさせていただきたいと思えます。

お手元のほうに配付させていただきました資料ナンバー1のほうにつきましては、国保税の歳出基礎表ということで、医療給付費分、次のページが後期高齢者支援金分、3ページ目が介護納付金分、4ページ目につきましては医療給付費分と後期高齢者支援金分を合算したもの、5ページ以降についてはそれぞれ所得に応じました試算例ということで記載させていただいております。

それと、ナンバー2のほうにつきましては、今ほどの算出基礎表の数値を算出する根拠ということで、それぞれの給付費関係についての根拠を審査していただいております。その中で基本的な考えは全て同じになりますので、今回は、まず、資料ナンバー1の4ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の合算したものの按分率の算出基礎表ということでご説明を申し上げたいと思えます。

まず最初に、左側の下の枠で囲ってあるところですが、そちらについては先ほど保健福祉課長のほうが申し上げましたとおり、税率のほう、改定を行わないということで、今回、作

成しております。まず応能割としましては所得割になるわけですが、医療給付費分の税率として7.1パーセント。後期高齢支援金分として1パーセントということで、合計で8.1パーセントとなります。27年度と同額ですので比較増減はありません。その下の課税標準額につきましては4,000万ほど、対前年度と比べると減っておりますが、こちらにつきましては、その後の応益割のほうも関係ありますけども、人数の減少の分がこの課税標準額の減少分となっております。応益割のほうの均等割につきましては、所得割と同様に医療給付費分として2万7,200円、後期高齢支援金分として4,000円ということで3万1,200円。対象者としては1,114人の方がいらっしゃいまして、対前年ですと人数で75人の減少。同じく平等割につきましても2万1,000円と2,500円ということで2万3,500円になります。こちらについては711世帯ということで30世帯減少しております。課税総額につきましても、今ほどの人数の影響から547万ほど減少しております。一人当たりの課税額で申し上げますと、147円ほど増と、微増となっておりますが、1世帯当たりで考えますと2,611円の減少ということで、昨年よりは若干安くなると見込んでおります。続いて、右側の四角で囲んだほうですが、今ほどのそれぞれの数値を基にしまして算出した税額となります。応益割の所得割につきましては、基本的な考え方としましては28年度の8.1パーセントかける6億716万1,000円ほどをかけたものが算定税額ということで出てくるわけですが、現実には個別に積算するために、ここの算定税額で出てきている4,917万9,660円とは単純に合いませんが、個別積算ということでご了解いただきたいと思います。応益割につきましては均等割は3万1,200円掛ける1,114人で3,475万6,800円になります。平等割のほうについてですが、こちらについては資料ナンバー2の4枚目をご覧いただきたいと思うんですが、平成28年度国民健康保険税算出根拠、医療分プラス支援金ということになっております。これの米の二つ目の算定に用いる総額ということで、その応益割のところをご覧いただきたいと思うんですが、そちらの平等割、全体で711世帯になります。そのうち621世帯につきましては軽減なしの世帯で、先ほど申し上げました単価が2万3,500円ということで1,450万余り。続いて、78世帯については同じく単価をかけまして、これについては2分の1軽減世帯になりますので、50パーセントを掛けまして91万6,000円ほど。4分の1軽減世帯については12世帯ということで計算しますと合計で1,572万1,500円というような金額が算出されるようになります。ナンバー1のほうの算出基礎表のほうに戻って

いただきまして、そうした人数関係で算定しました合計で9,965万7,966円ということで算定に用いる総額が算出されます。応能割・応益割、それぞれ、約50パーセントずつということで示されておりますが、なかなかその端数の関係から、ちょうど50には難しい状況ではございますので、できるだけ近づける方向で今年度については、応能割については49.34パーセント、応益割については50.64パーセントということで積算されてございます。それを基にしまして今年度の現年課税総額のほうを算出するわけですが、ナンバー2の算出根拠のほうをまたご覧いただきたいと思いますが、先ほど同じように4枚目のほうをご覧いただきたいと思います。その中で先ほど申し上げました米の二つ目の下、三つ目になりますけども、低所得者の減税相当額ということで1,313万8,419円。こちらについては低所得者軽減分と単身軽減の2分の1軽減。裏のほうにいきまして、単身軽減の4分の1軽減ということで、それぞれその三つを足しますと1,313万8,419円になります。それから限度額を超える額ということで249万9,751円。端数による減額分が6万4,896円ということで、それぞれ算定に用いる総額から、今ほど申し上げました三つの金額を差し引きますと、現年課税総額が8,395万4,900円というような金額になります。これを基にしまして、月割の減額率ということで、例年、同じ金額を使っておりますが、97パーセント。こちらについては年度途中で社会保険になられた方とか、後期高齢に移られた方とか、そのほか亡くなられた方もありますが、そういった方々の減額率ということで3パーセントほど減額させていただいております。それから収納率ということで、98パーセントも、例年、そのパーセントで行わせていただいております。ちなみに27年度の収納率につきましては98.14パーセントということで、98パーセントについてはどうかクリアしておる状況でございます。現年課税額から今ほどの減額率、収納率のほうを算出しますと、収入見込み額としましては7,980万7,000円というような金額になってございまして、今回の補正で計上してあります税額分については11万7,000円ほど、若干不足の状態にはなりますが、先ほど申し上げました収納率のほうを98パーセントで見えておりますので、どうかその分についてはクリアできるものと担当課のほうでは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 最初に、28年6月、今回の会議の中で、行政諸報告の中の27年
出納閉鎖の（2）。これ国保税の関係なんですけど、2、190万繰越とありますが、この扱
いはどうなるのかということ。

議長、3回しかできないんですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 3回です。

○11番（山岸国夫君） まで、ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 3回までです。

○11番（山岸国夫君） ですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 上手に質問してください。

○11番（山岸国夫君） じゃあ、続きまして、歳入のほうの国庫支出金。補正予算では1億
223万8,000円となっております。このことについては、総務厚生常任委員会の中でも質
問したんですが、よくわかりませんので、再度、私の考えてること、そして国からの文書の
関係で質問をさせていただいて、明確にお答えいただきたいと思います。

全国知事会、加入者の貧困化と高すぎる国保税という国保の構造問題、温存したまま、2
年後の平成30年から都道府県化を推進化する国のやり方に猛反発して、1兆円の国庫負担
増、要求してますと。全国、三つのこの3団体、知事会、市長会、町村会。この合意で公費
拡充による財政基盤強化として、これは平成27年から3,400円、財政支援が確認され
て、27年度の5月の国の法改正でも決定されております。この支援策では27年度、前年
度から、国保の低所得者対策として、保険支援制度の拡充策として、先ほどの3,400億
円のうち1,700億円、もう一方の1,700億円は基金で充当するようですけども、
負担割合は国が2、県と町がそれぞれ1と説明されてます。ですから、全体のこの保険者、
低所得者対策としての国の、国は50パーセント、県が25、町が25という形になると思
うんですけど、これは平成26年度から低所得者向けの保険税軽減措置。これは法定減免。
これも始まっていますが、これに上乘せして27年度から新たに2割軽減、先ほど説明あり
ましたけれども、2割軽減、支援の対象に加えて、7割・5割軽減の補助率も引き上げると
なっています。配分の仕方も、政令軽減7割・5割・2割の対象者数で按分としてます。国
庫負担分は国庫支出金の保険者支援の一部として福島県は県支出金として計上されるという
ふうに計上の仕方も明確になっております。また同時に、この法改正に先立っての平成27
年2月、厚生労働省保険局国民健康保険課では、被保険者の保険料負担の軽減や、その伸び

率の抑制が可能である。でまた、被保険者一人当たり5,000円の財政改善効果があるというふうに出しております。具体的に質問します。只見町の国保会計に、この国の保険者支援制度、前年度も入っているわけです。今年度もあるわけです。この配分額がこの補正予算書にどのように反映されているのか。国の財政調整交付金の額及び県の財政調整交付金の額、それぞれについて金額を示していただきたいと思います。それと同時に、27年度についても、今年度の予算と関係ありますので、27年度で国と県のそれぞれ、財政調整交付金が町にいくら入ったのか。この金額を答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） いくつかご質問をいただきましたが、まず平成27年度の出納閉鎖で剰余金2万1,900円という報告をさせていただき、これを28年度に繰り越しをしたということですが、補正予算の歳入の6ページ、繰越金ということで2万円。これについては当初予算に存目計上1,000円。今回、2万円増で2万1,000円の予算額。歳入でありますので、歳入欠陥が出ないように2万1,000円の予算額という状況であります。

それから、保険基盤安定負担金の関係であります。最後に申しあげましたその財政調整交付金とは関連をしておきませんので、何かの誤解ではなからうかなと思われま。

それからもう一つ、その分を明確に分けて、この分、交付しますよというような、そういう仕組みではございませんので、あくまでも手元での試算はできますが、その分、国はいくらよこすという通知がくるといったようなものではないというところであります。ちなみにその、手元で試算を行いました低所得者の多い保険者の支援分、平成27年度、昨年度であります。425万154円という金額であります。今年度については、実際にその、また今回見直しをした分で試算をしないと数字は出てこない、そういう内容でございます。

それからあの、この制度について、そもそもの誤解があるのかなと思われるところは、低所得者の多い保険者支援のための国全体での1,700億円。保険者支援のためと。それは何故かと申しますと、先ほど山岸議員もおっしゃられましたように、2割軽減、それからその他の軽減世帯の係数の見直し。そういったことで被保険者の方の軽減の分が増えております。それがどうなりますかという、保険者である町としては、保険料を上げてても税収は上がらない。その分を支援するために国全体で1,700億円の予算の配分があるというような内容であります。それについてはあの、保健福祉課の配付した資料の3ページ、被保険者

数国保税収額医療費の推移という資料がございます。ここで左から三つ目の列、国保税収額調定額。平成26年から27年度、保険料率の改定を行い、上げさせていただいたわけですが、実際の税込としては減っている。これには要因が二つあります。被保険者数が減っていること。もう一つは軽減世帯が増えていること。こういったようなことで、実際にその保険料率を上げても保険税の収入額が増えない。そういったところを支援するために、1,700億円の国支援というようになりますので、税込の落ち込みを軽減するために、医療費の支払いが滞らないように、そういった制度が27年度から見直されたということでございます。これは直接的には被保険者の保険料という部分とはまた違いますが、実際にそうやって、保険税の代わりに収入あるということは、これは被保険者の方にとっても、これはメリットがある。結果的にはそういうふうになっている。そういう仕組みでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 誤解があるような回答ありましたけど、誤解してません。ここについての金額を私は要望したんです。先ほどの回答で、27年度でこの被保険者支援制度の低所得者負担金425万円だと回答有りました。この金額、27年度で425万円の回答です。それで、私はこの国保税との計算の関係で、もう一つ、角度を変えて質問したいんですが、国庫支出金との関係ですけども、平成27年度の6月会議では、1億1,697万円、国庫支出金の歳入として計上されてます。今回まだ報告されてませんが、専決7号の国保会計では1億8,582万円、約6,885万円、国庫支出金増額になってます。同時に県からの財政調整交付金でも先ほど話しました27年度6月補正予算と報告、専決7号との関係で、差額が約500万あります。1,200万入ってきて、返納金もありますので、プラマイで500万円になってますけど、それではこの低所得者対策として27年度、先ほど425万円と言いましたけども、国からの交付金が6,800万。約。で、県の調整交付金が500万多い。この根拠はどんなふうになるんでしょうか。答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 度々ですみません。やはり誤解されておられます。それは被保険者の低所得者被保険者支援制度と先ほどおっしゃいましたが、保険者の支援制度です。そこが違ってまいりますと、根本的なスタート地点が違いますので、なかなか議論がかみ合わないということになりますので、先ほど申し上げましたように、被保険者支援制度ではなく保険者支援制度。結果的に被保険者の方にとっても有益なものになるというところは

是非ご理解をいただきたいと思います。

それから、それ以外の財政調整交付金等でございますけども、これについてはあらかじめ確定をしているものではございませんので、仮の数値で通知がきます。実際に医療費がどのぐらいかかったのか。その内訳、内容に対して精算をされるわけです。その当初の概算での通知と実績。そこには当然、乖離が生じますので、その精算を行った結果、数字に増減が出ると。多く出る年もあれば、そうじゃない年もあると、そういう内容でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

○11番（山岸国夫君） 3問目になりますので。私は保健課長言われるように、認識の間違いはしておりませんので、改めてもう一度言うておきます。

それで、私の質疑、3回目ですので終わります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 9番、鈴木ですが、6月は国保議会と言われてきておりますので、一言だけ申し上げたいと思いますが、まずこの資料の4ページ、応能・応益割の関係で大変、苦勞されて、応能・応益割が50パーセントを示されて計算してやれよという指導なんでしょうけれども、所得のほうが最終的に49.34パーセントと。そして、年寄りのほうの所得のない人が50.64パーセントということではありますが、これは、50・50にするには按分の関係、端数の関係で、大変ここ、苦勞される場所なんでしょうけれども、私はあの、後期高齢の保険もあるわけで、また、2割・5割あるいは7割軽減の世帯が増えているということで軽減措置があるだけに滞納者は少ないのかなというふうに思います。したがって、私の申し上げたいのは、やはり50・50で国・県が示しておるわけですから、どちらか多くするとなれば、所得割のほうで50.21とか、というふうにされることが望ましいというふうに私は感じましたが、担当課長の一番苦勞される部分がよくここに表れておりますけれども、私はこれが逆であってほしいなということは、やはり平均割のほうは、もう、人口も減っておるわけで、加入者の社会保険除いた者が保険に加入するわけですから、被保険者が少なくなっておりますので、私はこれ、やむを得ないのかなというふうに思いますけれども、来年も、再来年も、馬場課長が担当されるわけではありませんけれども、やはりこうした指摘が、指摘というか、50・50にできるよう、50以上になるのであれば、所得

割の応能割が妥当ではなかろうかなというふうに私は思います。

以上ですが、この辺を十二分に考えたうえでの予算の組み方でしょうから、私はこれは理解します。これ、予算全体の据え置きですから、最もよくできたなというふうに思います。ただ、今申し上げたことは、来年なり、再来年なりに、この引き継ぐ時に、ここの部分が大事でなかろうかなと、2割・5割・7割の軽減措置ありますので、滞納者を防ぐには、やはり所得割のほうが多くしないと、一人でも滞納者少なくするためには、いろいろの措置はありますけれども、なんとか平均割の、平等割のほう少なく、率、パーセントを考慮していただきたいなということ、要望というよりも、次年度に亘っての指摘とさせていただきたいなというふうに思います。私はこの予算に対しては反対するものでも何でもありませんから、据え置きでできたということは大万歳なのかなと、町民にとっても、被保険者にとっても。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほどご意見いただきました応能割・応益割の割合につきましては、次年度以降、できるだけ50パーセントに近づくように努力させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、目黒道人君。

○8番（目黒道人君） 資料で1箇所だけ、ちょっと、わからないところ、1箇所教えてください。

町民生活課の資料1番、5ページですね。一番、ページ右下の囲みの中、例としてされている中、(2)番のところですが、大変お手数をおかけしますが、という部分ですが、これ、なんか、間違っってプリントされているのかなと思いましたが、ほかのページ見ますと、何割軽減世帯であるとかですね、そういった文字になってますので、これ、なんか、ちょっと間違っちゃったのかなと思いましたが、ちょっと教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 大変失礼いたしました。ご指摘のとおり、5ページにつきましては、ちょっと理由は今はっきりしませんが、記載ミスでございます。(2)の上の分については、ほかのところ同じように、5割軽減世帯に該当しないが、ということで訂正をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 今の説明で、皆さん、わかりました。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、山岸国夫君。

反対討論ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論、許可します。

○11番（山岸国夫君） この場所でいいんですか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

これから討論を行います。

まず反対の討論を山岸議員、お願いします。

○11番（山岸国夫君） 反対討論をします。

議案第55号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に反対します。

町民の生活、健康を守るために、国の保険者支援制度と町民の納めた税金である基金を取り崩し、保険税の軽減措置を求めるべきだと思います。先ほど提出されました只見町の国保税、26年度と27年度を比較して、一人当たり3,750円、一世帯当たり5,732円値上げされ、これを踏襲して値上げしたまま28年度予算の提案になってます。28年3月会議の27年度補正予算。この歳入で、先ほども質疑でお尋ねしましたが、国庫支出金特別調整交付金として6,386万円予算よりも多く専決のところでは入金されてます。この金額そのまま、国保診療所会計、国民健康保険施設特別会計、以下、国保診療所と言い換えませんが、繰出金として処理されております。そして、この国保診療所補正予算で一般会計繰入金に充当して診療所会計の運営基金、これを全額、これに、この金額を、2,500万補填

しています。会計処理上は許されるでしょうが、6, 386万円多かったわけですから、これは繰越金として使えば、只見の町民の国民健康保険税、28年度で大幅な減額措置ができたと考えます。この金額は、国保税の減額に充てるべきであり、今回、27年度と比較しても減額していない国保加入者の課税税率としているこの予算には反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 9番、鈴木ですが、私はこの28年度国民健康保険事業特別会計の議案第55号には賛成の立場で申し上げます。

理由でありますけれども、27年度より28年度のほうが、低所得世帯が増えている中で、28年度当初予算が据え置き予算計上されておるといこと、今ほど、先ほど質問もしましたけれども、私は低所得者がこれだけ増えていると。所得者が少ないという国保事業の中で据え置きということは、良くできたなど、私は賛成の立場で、良くできたということで賛成いたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論される方、いらっしゃいますか。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後 4 時 4 8 分）